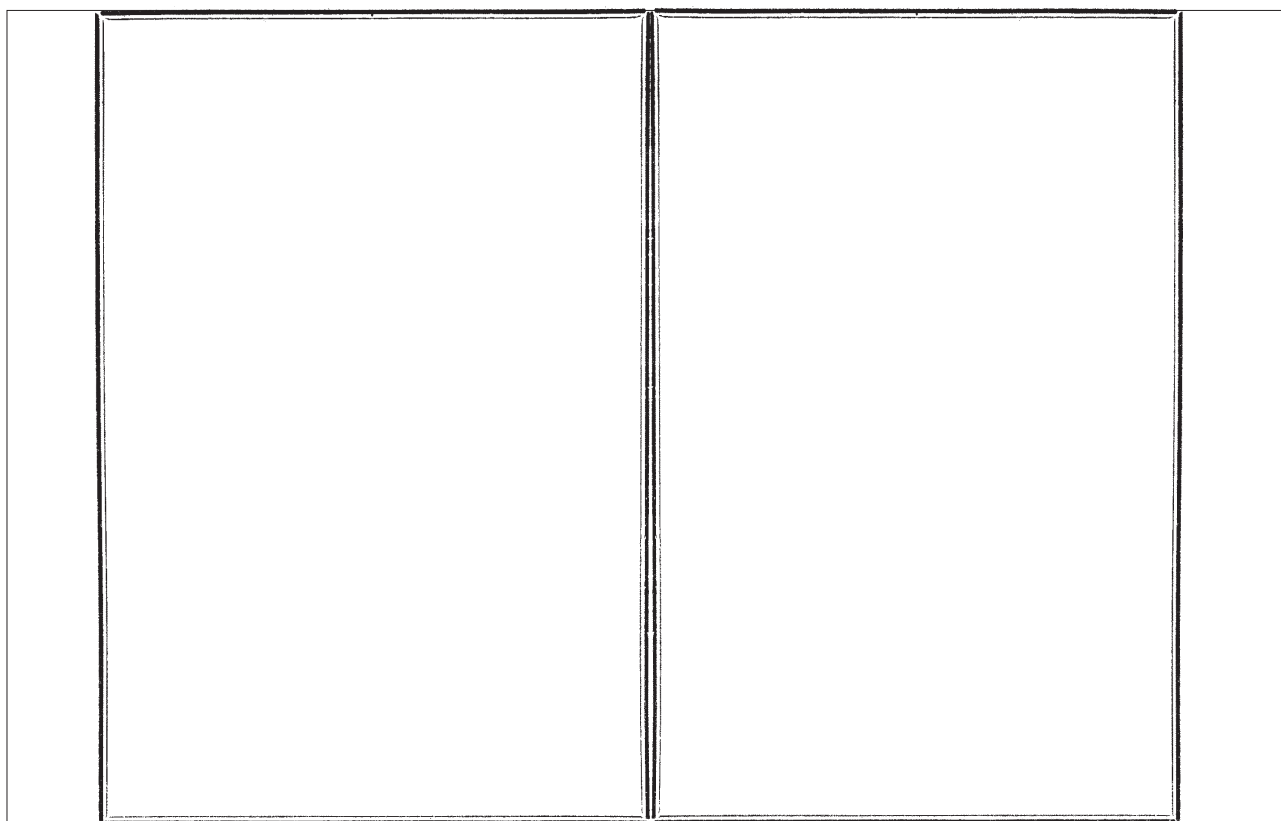
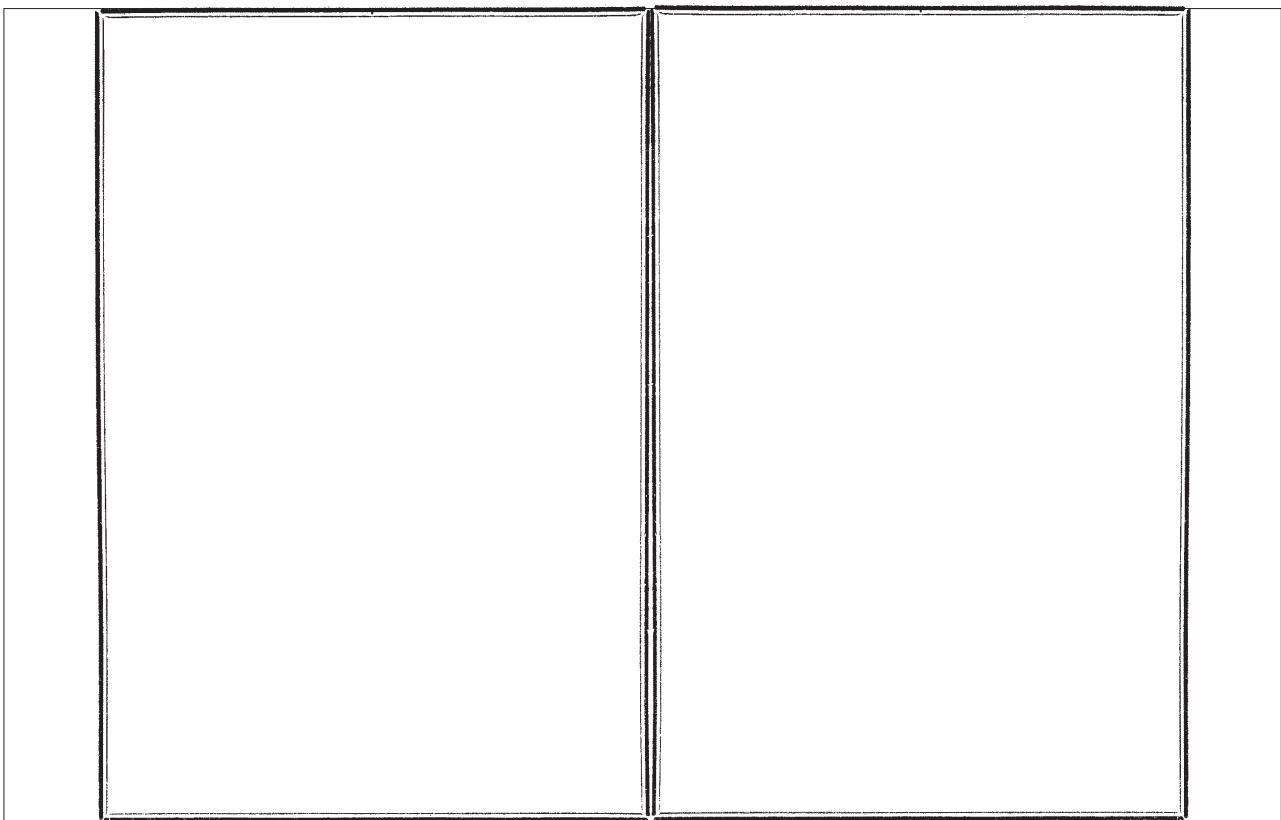


議事速記録第七十三號

昭和十三年第四十六次居留民會
臨時會議事速記録

天津居留民團



(1)		(2)	
議事速記録目次			
第一日(三頁)			
一、民會正副議長選舉			
二、復興資金ノ豫算更正報告ノ件			
第二日(一四頁)			
三、周姓土地ニ關スル件			
四、街路幅員擴張ニ關シ館令發布申請ノ件			
五、土地建物買収及交換ノ件			
六、居留民國立天津共立醫院改築費借入ノ件			
七、第一部追加豫算案			
八、第一部追加豫算案			
九、全 (追加議案)			
一〇、第二部追加及更生豫算案			
一一、特別會計電氣追加豫算案			
一二、特別會計復興資金追加豫算案			
一三、特別會計共立醫院更生豫算案			
一四、參事會員選舉			
一五、會計檢査委員選舉			
附 録			
要 録			

昭和十三年第四十六次居留民會臨時會議事速記録（第一日）

昭和十三年十二月十五日
於 公 會 堂

- 一、選舉
- 一、民會正副議長選舉
- 一、報告
- 二、復興資金ノ豫算更正報告ノ件

（民會議員協議會）

議 事 日 程

- 第一、周姓土地ニ關スル件
- 第二、街路幅員擴張ニ關シ館令發布申請ノ件
- 第三、土地建物買収及交換ノ件（追加議案）
- 第四、居留民團立天津共立醫院改築費借入ノ件（追加議案）
- 第五、第一部追加豫算案
- 第六、全（追加議案）

- 第七、第二部追加及更正豫算案
- 第八、特別會計電氣追加豫算案
- 第九、特別會計復興資金追加豫算案
- 第十、特別會計共立醫院更正豫算案
- 一、選舉
- 一、參事會員選舉
- 一、會計檢査委員選舉

出席議員（三十八名）

足立 茂	佐々木 由太郎	吉田 寅市	東 良治
池原 義見	鶴飼新一郎	後藤 祿郎	後藤 岩男
武田 義之	土屋 基男	矢彦澤 平司	横山 金吾
古田 治四郎	志村 正三	高木 翔之助	山田 榮治
早瀬 精一	菊地 新一	勝田 重直	五十嵐 重吉
金 一 煥	石黒 茂	不破 定和	永瀬 三吾
森川 照太	里見 幸太郎	佐藤 玖作	大内 專
河合 一雄	山尾市二郎	木下 秀良	鹽谷 信治

小澤 昇	清水一太郎	上田 茂	岡本 久雄
龜澤 省朔	金山作次郎		
出席 吏員			
白井 民團長	前田 助役	小瀬會計主任	
		以下吏員二十五名	

午後八時三十分開會
○助役（前田誠雄君）登壇 只今依り第四十六次居留民會臨時會を開催致します
開催に方しまして假議長を最年長者にお願い申す事になつて居りますから、森川さんに議長席にお着きを願ひます

○假議長（森川照太君） 着席（拍手） 意外にも最年長者假議長の席に着きます只今の出席議員數三十八名民會が成立致しましたので只今から監督官の招集の辭がありますから御清聴を願ひます

○田中領事 登壇（拍手）第四十六次居留民會臨時會を開催するに方しまして田代總領事を代理して不肖私が一寸御挨拶申し上げます
本來四十六次居留民會は昨年の事變以來日に月に膨脹して参りました民團の此の膨脹に伴ひまして、三十二人の議員より四十人に擴充せられました大民會の第一回の會議であります。見渡しま

(3)

(4)

(5)

(6)

(7)

(8)

(9)

(10)

(11)

(12)

(13)

(14)

(15)

(16)

(17)

(18)

(19)

(20)

(21)

(22)

(23)

(24)

(25)

(26)

(27)

(28)

(29)

(30)

(31)

(32)

(33)

(34)

(35)

(36)

(37)

(38)

(39)

(40)

(41)

(42)

(43)

(44)

(45)

(46)

(47)

(48)

(49)

(50)

(51)

(52)

(53)

(54)

(55)

(56)

(57)

(58)

(59)

(60)

(61)

(62)

(63)

(64)

(65)

(66)

(67)

(68)

(69)

(70)

(71)

(72)

(73)

(74)

(75)

(76)

(77)

(78)

(79)

(80)

(81)

(82)

(83)

(84)

(85)

(86)

(87)

(88)

(89)

(90)

(91)

(92)

(93)

(94)

(95)

(96)

(97)

(98)

(99)

(100)

(101)

(102)

(103)

(104)

(105)

(106)

(107)

(108)

(109)

(110)

(111)

(112)

(113)

(114)

(115)

(116)

(117)

(118)

(119)

(120)

(121)

(122)

(123)

(124)

(125)

(126)

(127)

(128)

(129)

(130)

(131)

(132)

(133)

(134)

(135)

(136)

(137)

(138)

(139)

(140)

(141)

(142)

(143)

(144)

(145)

(146)

(147)

(148)

(149)

(150)

(151)

(152)

(153)

(154)

(155)

(156)

(157)

(158)

(159)

(160)

(161)

(162)

(163)

(164)

(165)

(166)

(167)

(168)

(169)

(170)

(171)

(172)

(173)

(174)

(175)

(176)

(177)

(178)

(179)

(180)

(181)

(182)

(183)

(184)

(185)

(186)

(187)

(188)

(189)

(190)

(191)

(192)

(193)

(194)

(195)

(196)

(197)

(198)

(199)

(200)

(201)

(202)

(203)

(204)

(205)

(206)

(207)

(208)

(209)

(210)

(211)

(212)

(213)

(214)

(215)

(216)

(217)

(218)

(219)

(220)

(221)

(222)

(223)

(224)

(225)

(226)

(227)

(228)

(229)

(230)

(231)

(232)

(233)

(234)

(235)

(236)

(237)

(238)

(239)

(240)

(241)

(242)

(243)

(244)

(245)

(246)

(247)

(248)

(249)

(250)

(251)

(252)

(253)

(254)

(255)

(256)

(257)

(258)

(259)

(260)

(261)

(262)

(263)

(264)

(265)

(266)

(267)

(268)

(269)

(270)

(271)

(272)

(273)

(274)

(275)

(276)

(277)

(278)

(279)

(280)

(281)

(282)

(283)

(284)

(285)

(286)

(287)

(288)

(289)

(290)

(291)

(292)

(7) 長選舉は無記名單記であります。投票用紙には議長の名前だけ書いて頂き、無記名投票、名刺も同時に配りますが、名刺には御自分のお名前を書いて頂きまして右の方から静に投票をお願い致します ○高木翔之助君 只今の御説明は全員に或は不徹底の感があるかも知れませんが、もう一度明快に聲高らかに御説明下さい ○假議長(森川照太君) もう一度大きい聲で申し上げます、議長に當選された方の其の席は今一番の席にゐます方が替つて着かれまして、一番の席を議長に譲つて頂きたい。投票は無記名單記であります。従て投票用紙には議長の名前だけ書いて投票して下さい。別に同時に配る名刺には御自分の名前だけ書いて立會人に名刺だけお渡し願ひます。後で投票數と名刺の數が合致する事を必要としますからそういうやうにするのであります。尚投票は右の方から投票箱にお入れ願ひます 先刻の立會人の方に此方にお出を願ひます (其の間投票) (開票) 名刺の數と投票數三十八名、名刺の數と投票紙の數と合致しましたから只今より採點致します。 (此の間採點) 採點の結果を申し上げます 三十八票 矢彦澤平司君 一票 龜澤省朝君	(8) 白票が一票あります。計三十八票、従て矢彦澤平司君が殆んど満場一致を以ちまして御當選になりました (拍手) 続いて副議長の選舉に移ります ○古田治四郎君 一寸今さつき出席議員數三十六名と仰言しやいましたが ○假議長(森川照太君) 三十八名です ○高木翔之助君 副議長選舉は新任議長の下に行はれるものではないのですか、前例に従ふものならば敢へて異議申立てませんが ○假議長(森川照太君) 前例は此の繼續ける事になつて居ります ○高木翔之助君 帝國議會に於ては議長選舉を済まして新議長の下に行はれますか ○五十嵐重吉君 假議長の任期は即ち新議長を決められた場合は前例には其の様に無いようですが之はつきりして下さい ○假議長(森川照太君) 私の記憶でも吏員の記憶でもそうなつて居りますから ○五十嵐重吉君 議長の選舉が終つた時に交替になつて居ります (此の間投票) (開票) ○假議長(森川照太君) 名刺の數と投票の數と合致しましたから只今より採點致します (此の間採點) 採點の結果を御報告します
---	---

(9) 三十四票 龜澤省朝君 一票 上田茂君 一票 山田榮治君 一票 五十嵐重吉君 白票一票、計三十八票、龜澤省朝君略々満場一致をもちまして御當選になりました (拍手) 正副議長の選舉を終りましたから私の任務は盡しましたから私は之で…… (拍手) ○議長(矢彦澤平司君) 着席 (拍手) 今回皆さん方の御推薦に依りまして不肖私が此の躍進途上にあります御當地民團の議長の重任に着かせて頂きました。私惟ひまするに私の様な淺學非才なもの、尙又自治行政に何等の經驗の無いものが租界に於ける先輩各位練達雄能の皆様方に伍して良く議長の重責に堪へるや、誠に憂慮に堪へない次第であります。然し折角皆様の信頼を忝う致しました私としては凡ゆる努力を拂つて皆様の御期待に副ひたいと思ひます充分の御同情と御理解を以て議長の重責を圓滿に遂行出来ますやうに幾重にも御鞭撻御指導の程御願ひします、一寸就任に方つて御挨拶申し上げます ○副議長(龜澤省朝君) 登壇 (拍手) 只今副議長選舉に方りまして御推薦に依り固らずも再選の光榮に浴した事は誠に感激に堪へない次第であります。誠に生來淺學非才でございます、果して重任を全ふし得るか甚だ疑念に堪へないのでありますが、議長の御指導と皆様の御同情に依りまして任務を果させて頂きたいと思ふのであります。簡單でございますが、一寸御挨拶申し上げます (拍手) ○議長(矢彦澤平司君) 夫れでは之より十分間休憩致します 午後九時五分休憩 午後九時十五分再開 ○議長(矢彦澤平司君) 着席 では只今から開會致します、前例に依りまして議事録の署名者を私から指名させて頂きます、御迷惑でも佐々木由太郎さん、永瀬三吾さん此のお二方をお願い致します 其の次の日程の報告、「復興資金の豫算更正爾後承認ノ件」 ○助役(前田鐵雄君) 登壇 民國長に代りまして御報告申し上げます 御報告に先立ちまして「復興資金ノ豫算更正爾後承認ノ件」は甚だ申し譯ないのですが、誤りでありまして「豫算更正報告ノ件」と御訂正を願ひます 「復興資金ノ豫算更正報告ノ件」と御訂正を願ひます 夫れから其の次に民會議員協議會とありますのは復興資金とは何等關係がありませんので其の間に一線棒を引いて頂きたいと思ひます 復興資金の豫算更正につきましては只今此處で御報告申し上げますが、本年の貸付豫算が二十四萬	(10)
--	-------------------

(11)

八千弗となつて居ります、然るに貸付金の十一月末の現在が二十六萬一千七百弗に達して居りますので一萬三千七百弗の豫算超過をきたしました。之は回收金の成績非常に好成績の爲め斯くの如く至りました次第でございます、殊に最近大口の貸付をなさなければならぬ事情が起りましたので茲に斯くの如く一萬三千七百弗の超過を來たしたのであります。本件は監督官廳と良く御相談申上げました結果監督官廳の御指示に依り又御承認によりまして斯くの如き結果を承認して頂いたやうな次第であります。之に關聯して復興資金の豫算更正は日程第六に上げてありますので其の説明、承認を願ひたいと思ひます。簡單でございますが之を以て御報告と致します。

○議長（矢彦澤平司君） 夫れでは御承認と認めますが之を以て御報告と致します。協議會に移りまして申上げ兼ねますが、傍聴者の方々、新聞社の方々御退席を願ひたいと思ひます。

○早瀬精一君 之は秘密會に關する事でございますか

○森川照太君 協議會は前例がそうだ

○議長（矢彦澤平司君） 協議會は前例に依りまして秘密會として自由に皆さんの御意見を伺ひたいといふ趣旨で傍聴者を禁じます

○早瀬精一君 夫れでは之はどういふ意味で協議會になりましたか、一應當事者から御説明を願ひます

（森川照太君「協議會に入つてからにしても宜しいじゃないか」）

(12)

（早瀬精一君「其の前に云つたらはつきりするんじゃないか」）

○高木翔之助君 協議會に入ります前に最初の議案としての復興資金更正豫算案に付きましては採否如何でございますか

○議長（矢彦澤平司君） 御異議なかつたと思ひましたが

（「採決しない前に直ちに進行するのは……」といふ聲あり）

其の時御異議無いとしまして其の時に發言がなかつたものですから之は報告でございます

○金山作次郎君 モータの加減でありませうかもう少し大きな聲を出して貰はんと後の方が聞き難いので困ります。議長の声が大きくて頂くか、議席を前の方に進めて行つたら如何でせうか

（一同「賛成」）

○森川照太君 空いてる議席に出ても宜しうございますか

○菊地新一君 勝手に變へられますか

○議長（矢彦澤平司君） 成可く議席が決まりましたのですから其處でお願い致します

○高木翔之助君 協議會の議事の進行を希望致します

○議長（矢彦澤平司君） 夫れでは傍聴者、新聞記者の方々退場致しましたようですから之より協議會に移ります

(13)

（此の間協議會あり）

午後十時十分再開

○議長（矢彦澤平司君） 時間も大部遅くなりましたから次の議事日程は明晩にして、七時半から開會致します、夫れでは閉會します（拍手）

日程の配布がありました、尙先程の民團長のお話は後から追加して頂きます

○勝田重直君 第一日議案の題に付て不審の點があります事務當局の確然した議案を一つ出される事を希望して已まない次第でございます、私之は後から申上げますが杜撰な議案であります。議案其のものが……

○鹽谷信治君 モータの聲で聞き難いのですが場所を變へたら如何ですか

○民團長（白井忠三君） 女學校に持つて行きますやうか

○古田治四郎君 議長の声の小さいのと白井さんの折角の御名辯が半分位しか不徹底で聴えせん女學校にしては……

○議長（矢彦澤平司君） 夫れでは議場は明日は今のところ女學校に決定致して、夫れでは明日は女學校の講堂で時間は正七時半

午後十時十五分閉會

(14)

昭和十三年第四十六次居留民會臨時會議事速記録（第二日）

昭和十三年十二月十六日

於天津日本高等女學校講堂

議 事 日 程

第一、周姓土地ニ關スル件

第二、街路幅員擴張ニ關シ館令發布申請ノ件

第三、土地建物買収及交換ノ件（追加議案）

第四、居留民團立天津共立醫院改築費借入ノ件（追加議案）

第五、第一部追加豫算案

第六、全 （追加議案）

第七、第二部追加及更正豫算案

第八、特別會計電氣追加豫算案

第九、特別會計復興資金追加豫算案

第十、特別會計共立醫院更正豫算案

一、選舉

(15)

一、参事會員選舉
一會計検査委員選舉
出席議員(二十九名)
山田 榮治 志村 正三 河合 一雄 山尾市二郎
鹽谷 信治 五十嵐重吉 高木翔之助 武田 義之
横山 金吾 早瀬 精一 菊地 新一 土屋 基男
金山作次郎 足立 茂 森川 照太 矢彦澤平司
池原 義見 後藤 岩男 不破 定和 石 黒 茂
佐々木 由太郎 東 良治 古田治四郎 佐藤 玖作
小澤 昇 大内 専 後藤 祿郎 吉田 寅市
金 一 煥 勝田 重直 永瀬 三吾 木下 秀良
上田 茂 里見幸太郎 清水一太郎 龜澤 省朝
岡本 久雄 野崎 誠近 鶴飼新一郎
出席吏員(二十八名)
白井民團長 前田 助役 小瀬會計主任 以下二十五名
午後七時四十五分開會

(16)

○議長(矢彦澤平司君) 着席 夫れでは昨晚に引續きまして之から民會を開會致します
只今の議員の出席二十七名であります、充分定數に達して居ります、議事に入る前に議事日程を
少しく變更したいと思ひます、此の第二の次へ第三としまして只今お手許に差上げました「土地
建物買収及交換ノ件」之を第三として入れて下さい、夫れから其の次に至りまして第四として民
會追加議案「居留民團立天津共立醫院改築費借入ノ件」之を入れて下さい、從て今迄第三の第一
部追加予算案を第五と御訂正願ひます。夫れから其の次の第六と致しまして民會議案「昭和十三
年度居留民團歳入出追加予算案(第一部)」之を入れて頂きまして、順繰りに第四が第七になり
順次番號を御訂正願ひます夫れでは
日程第一、周姓土地ニ關スル件
之を議題に上せたいと思ひます、提案者の御説明を願ひます
○民團長(白井忠三君) 登壇
日程第一 周姓土地ニ關スル件
本件は一寸考へますと何か變な様にお考への方も有る様に思ひます、然し實際の事實は極めて簡
單であります、實は共益會の當時に此の周といふ姓名の土地を買つたのでございますが、支那に
よくある姓の同じ周姓の地主が出て來まして共益會の買つた後に於て訴訟を提示されましたの
であります買入れた時には相當價重に調査した上で買入れたに相違ありませんが、後から出て來た

(17)

地主が頗る有力と云ひますか本者らしいといふ事になりました前地主を捜しましたけれども無
論纏へて金を取り返すといふ事も出来ません、其處で此の土地を早く出來る丈け占有權を持つた
ものが訴訟戦術の上から都合が宜しいといふ事で、現在大清化學工廠と申しますか清水一太郎君
が工場を造つて居ります。中日學院からも少し先の左側一帯の土地であります、そうして訴訟
を進行しました結果が不幸にして共益會の方が引續き二回敗訴致しました、第三回目に兩國人は
南京に行つて此處でしりましたが、時偶々今回の事變に遭遇しまして、で結果はどうなつたか無論
記録もないから判らないのであります、後から出て來た地主も金に困つて居るから若干の涙金を
呉れたら奇麗に和解をしようじゃないかといふ申出があつたのであります。當時共益會が買つ
た時は一畝八百弗で買つて居りました。一畝八百弗は當時でも可成り安い値段の様に一般に云つ
て居りますが而うして若干の涙金を呉れといふ、其の涙金を加へますと一畝が一千二百圓位につ
くのであります、現在の値段から云つたならば一千二百圓といふ値段はそう高い値段で無く此の
位なものを出して好いのじゃないかといふ具合になつて居りましたが、偶々清水君から自分の方
で新しく出て來た地主の始末は一切つづけるから民團からそつくり自分の方に拂下げて貰ひたいと
いふ斯ういふ請願が出ましたので、参事會にお諮り致しました結果共益會當時の事で元より共益
會と民團の分でありますが、一旦買つたものに追錢を出すといふ形も面白くないし此の際清水君
が綺麗さつぱりと一切のいざこざを解決するなら清水君に拂下げた方が好いのじゃないかといふ

(18)

事になりました今回臨時民會に提案し、御協賛を得る事になつた次第であります。只今申し上げま
した様な事情であります爲め最初清水君に貸して居りましたので早く工場を建て、占有の事實を
示して呉れといふ關係から地代も何にも取つて居りませんでした、拂下げるとしては今回は何
某か其處に計算をする必要があるといふ事で最初清水君が使用致しましてから一坪月五錢位の割
合の借地料を民團に拂ふ、共益會の買ひ入れた當時の原價で拂下げる斯ういふ事になつて居りま
す。何卒御審議の上お諮り下さい
○五十嵐重吉君 只今民團長から續々承りましたが、此の土地で何程の値で清水君に賣られますか
御伺ひ致したいと思ひます
○民團長(白井忠三君) 只今申上げました様に買入れた値段に借地料をかけて譲り渡す積りで
○五十嵐重吉君 民團の買値が三萬五千兩になつて居る様に思ひますが、示談にする爲の金が六千
兩といふ様な事も聞いて居ります、計四萬一千兩位になる様に思ふのであります、清水君の手
に入るとすれば一畝と申せば一八三坪と思ひます、其の價額が一千五百兩の割合になる様に覺え
ます。現在此の附近の土地は少なくとも二千兩位でないと手に入らないと思ひます、何が故に清
水氏に斯かる優先權を與へなければならぬのでせうか、此の理由を一寸伺ひたいと思ふので
あります
○民團長(白井忠三君) 別段参事會は優先權を清水君に與へる意志はありません、最初無理を云

つて人の行かん處に早く工場を建てろと頼んだのだから元値で良からう、第二の地主に六千とか七千とか拂はなければならぬから約一千二百円位になると聞いて居りますが、其の儘ではどうも收支立たないと思ひますので、是が使用料を一文も取つて居らんのを計算して取つたら良からう之が参事會の意見で決まつたのであります、但し皆様の思召しがお氣に召さんければ取消して拂ひ下ない事にしても構ひません、六千幾ら示談金を今の地主に拂はないと無疵の土地にはならないと思ひます、夫を拂つて民團が持つて居つても構ひません

○五十嵐重吉君 清水氏とは如何なる條件の土地の賃貸契約か何かなかつたのでせうか

○民團長（白井忠三君） 何もなかつたやうです

○五十嵐重吉君 少なくとも民團の土地たる事を確認して置き乍ら無償で貸すといふ事が何か情實關係でもあつたのでは無いかと私は疑ふのであります、今迄さういふ様に無償で貸して居つたといふ事に對して

○民團長（白井忠三君） 質問終りましたか（問へ）では困りますから

○議長（矢彦澤平司君） 成可く取纏めて御質問下さい

（五十嵐重吉君「其の事を聞きたいのであります」）

○民團長（白井忠三君）私も當時の共益會の當事者でありませんが、當時當事者は買つたわ新に其の本者らしい地主が出て来て之は俺の土地だと云つて騒ぎ出す、誰かに早く占有さ

せんと空地の儘にして置く」と訴訟戦術の上に不利益だといふので工場を造つて呉れんかと清水君に無理に勧めて工場を建てさせたといふのが當時の事情でした、只で貸して遣るから情實があつたといふのは實際と違ふと思ひます、清水君の方でも道路もない處に入つて敷地を埋立て工場を建てる、之は共益會の希望に應じて相當の犠牲を拂つて遣つたものであるといふ様に聞いて居ります、其の邊を斟酌して一坪五錢位の原價で賣渡すといふのが先般の参事會で決まつたのであります何等の情實もございません

○古田治四郎君 周姓の土地問題に關しまして只今民團長から御説明がございましたが、此の事に付きまして過日の選舉名簿の審査會の時に申上げましたけれど、斯ういふ事實裁判上になつてそして尙秘密にして置くのは怪しからんと云つたのは此の事でありまして、今更民團長を追究するのぢやありませんが、共益會から民團に引續ぎした時既に判然して居つたものかどうか、夫れを第一に承りたいと思ひます

○民團長（白井忠三君）判然して居りました

○古田治四郎君 然らば判然したものを引續ぎ斯くの如き訴訟付のものを民團が引つ下けて民會の議題に上せるとい事は怪しからん何故共益會引續ぎの時に處理されなかつたか、之を何故もう少し明瞭に説明されたかつたが、只今五十嵐君の質問された様に我々は長い間無料で貸してあつて今更徴收されるといふ事も矛盾でせうが、第一に之が眞の地主である、所有者が出たといふなら清

水君に拂下げるといふ事は宜しく無い、清水君の工場でも造るといふさういふ條件付で使つたならば初から共益會も民團も此の苦情の起る事を考へなければならぬ。然らば清水君の樂ろ斯ういふ事情付のものならば拂下げる理由は無いと思ひます、要るならば公入札して誰にでも拂下げてよいと思ひますが、（ヒヤ／＼）清水君が因縁關係で借りて同氏に買つた原價で下げなければならぬといふ點が私共には疑問であります

民團長を追究して甚だ済みませんが、引續ぎになつたのだから其の邊明瞭にお願ひ致します

○民團長（白井忠三君） 共益會と引續いだ後に、段々訴訟問題が喧ましくなつて民團になつてから共益會からの引續書に第一審と第二審で負けて居るといふ事は聞いて居りました、あの占有を確實にし一文も拂はずに何處迄も突つ張つて行くといふ事になつて居りますが、事實に於て本當の地主であれば之を無理に突つ張るといふ事も出来ない、と云つて民團が共益會で一應地主に拂つたのに再び拂ふ事は公共團體として面白く無い、法律上の大審院の判決といふものが無いのであります、南京で判決されたやうですがあの情態ですから判決文も何もない、清水君から偶々拂下げの出願が出たからといふ文の参事會のお考へでありまして何等其處に變な考へもないのであります、一面に清水君が相當の犠牲を拂つたといふ事も公平に見れば認めて宜しいでせう、民團が清水君以外に拂下げれば清水君に家を建てさせて地主の始末迄させるといふ事は出来ない、民團がそして第二に出た地主の始末はつけ清水君には依然として貸して置くといふ解決なら一向構は

ないと思ひます、参事會としては疵物だから假に此の民會議場に六千圓とか、七千圓とかいふ事を出さんでも此の際始末して宜しい、巷間としては非常なる御議論があるかも知れませんが斯う思つて居ります（「無いかも知れませんが」と呼ぶ者あり）

○古田治四郎君 今の説明に依りまして略判然しましたが今更満足する譯にいきません、初めから事情付きであるにも拘はらずといふ風に私は聞いて居ります、さういふ因縁のある處に清水君に建てさせたから清水君に譲らなければならぬ、さういふ事情が判然してそして問題が起きた時に何等の設備がなかつたら困るから工場をあそこで取急いで建てると思ひますが、此の間に於て明瞭であります、斯ういふ場合の失態は共益會が負ふべきものであると思ひます、共益會が失敗した仕事を今更白井さんの苦しい答辯は無いと存じます、斯う云つて貰へば六千圓の追加豫算で民團所有にして一般の人の爲めにあれを公開された方が良いと考へます、清水君に特に反對する譯ではありません、本日此の議席に居られる方に斯ういふ關係があつては我々が僻んで見ても清水君の人格に關ります、公入札にして引受け手が無い場合には清水君にお願ひするといふならば少し條理が立つて居る様に考へますが、只因縁があるから清水君に拂下げるといふ事は民會議員として受取り兼ねるのでございます、之は民團長として公入札として拂下げるか、更に六千圓を出すか、一般市民の要求に於て分割して貸與されるといふのが最も至當じや無いかと私は考へます

(23) ○早瀬精一君 要するに：的存在の共益會の失敗が茲に出て來たのでありまして之を清水君に拂下げるか六千圓出して民團の所有とするか二つの問題になつて居ると思ひます、夫れで清水君の工場は非常に難瓦斯的な臭ひの出る工場で、住吉街邊りに居られた時分近所の方は困られたのであります、都市計劃は天津の地がどういふ風に延びて行くか判りませんが、清水君の工場として租界の真中にでもなるやうな事になりますと清水君對民團の都市計劃の交渉が困難になりはしないかと思ひます。昔の共益會存在時代の失敗は失敗としては間はん事にして改めて六千圓出して追加して涙金であらうと何であらうと構はんから買つて、民團の土地として清水君に貸下けた方が圓滿に落着きはしないかと思ひます、此の點當事者で御考慮願ひます ○五十嵐重吉君 色々とお話を承りましたが、若し清水氏に賣るとしても當然貸賃の日に廻り貸賃料を支拂はれるのは當り前であります、清水氏はかゝる特別の値段を以て譲り受けるのであるから民團の投じた資金に對して當然相當の利息を支拂ふのが私は至當だと思ひます、之に依つて土地地代の解決が着くのであります、斯かる偽物を買受けたる民團當局の責任を如何にするかといふ事を私は申上げたいと思ふのでございます、夫れから他に斯くの如き不始末は無いでせうか之も一つお尋ねしたいのであります、尙將來再びかゝる事實を發見したる時は民團長目から其の責を負ふや否や、此の際舊共益會の引繼ぎの事は總て明瞭にして頂きたいのでありまして、只名實共に明朗民團として團政を行はれん事を希望するのでございます ○民團長（白井忠三君） 御質問にお答へ致します、今一件あります、但し共益會當時に違つたものに對する私は責任を負へと云つても負ふ譯には行きません、平に夫れは御赦しを願ひます ○五十嵐重吉君 今一つあつたのでありましたら斯ういふ事を繰り返さん様に何故一緒に出して頂けませんか ○民團長（白井忠三君） 目下交渉を進めて居りますが、御提案申上げる時期に達して居りません ○高木翔之助君 只今の此の問題の土地に關する件は議論が二つに分れて居る様拜承しました、一つは原案、詰り因縁付きのものだから片付ける、拂下げて借地料を廻つて徴收し現在借受人の清水君に拂下げるといふ案、もう一つは之に對する反對論、將來都市計劃の發展も考慮に入れて同時に六千圓拂へば完全な無疵な土地になる、六千圓追錢を拂つても民團の土地にして置く斯ういふ風に二つの議論に分れて居る様に思ひます。從て此の際議事の進行を促進する上に於て孰れに決すべきや二案を採決して頂く事が良いのじやないかと私は考へます （「賛成」「採決」と呼ぶ者あり） ○勝田重直君 民團長に一寸お尋ねしたいのですが、此の土地を買受ける際に早く、買受ける際にじやない買つてから文句が出た時に、早く占有してしまはなければ訴訟權に……、早く買つてしまへといふ事で大變其處の間に無理がある様に考へます、然し其の土地が果して正當に買入れた土地であるや否といふのが研究しなくてはならない問題であつて、早く工場を建てろといふ事は少	(24)
(25) しく目からに疑問があつた様に考へます。又自から疑問を以て買入れた共益會の當事者の購立てを考へる時に極めて不純なものを感ずるのであります。夫れは過去の事で民團長に追究しても仕方ありませんが、是から其の土地を早く處分してしまへば假に判決が不利であつても民團は損はゆかないといふお考へですとは飛んだ考へ違ひになりはしないかといふのは、不動産の賣買に對しては御承知でもございませうが、弾力性がありまして結局の處矢張り元の所有者に歸する關係になりはしないかと思ひます。結局週及的權利の内容が不動産の所有權に付てありますので其處に手拔かりがありますといふと即ち此の當事者間に於て周姓と言ひますか相手方を以て何といふのでありますか私存じませんが、相手方が其の當時の判決を受けた其の共益會の土地の當の相手方意外の又所有權を主張して來る者が無いとも限りません。其の場合にも結局さういふ文句付きの土地ですから如何なる者に信を置いてよいか全く未解決の状態であります。其の未解決の土地なるが故に又週及的効果のある所有權のある土地に於て深く考へられないと又再び此の同一の土地に對して又權利の争ひが生じた場合民團は早く片付け、早く賣買してしまへばよい、早く拂下げてしまへば宜いといふお考へでしたら非常な損が生じて來るといふ事を私は御注意申上げておきます ○土屋基男君 私は今回初めて此の議場に出ましたので今迄の経緯は判然存じませんが、然し乍ら此の議案を配布され、之を見た時に現在土地拂底の折柄何故に個人に拂下げなければならんかと いふ疑問が起つたのであります。私ばかりでなく此の問題を御覽になつた方もどういふ譯で拂下げなければならんかといふ様な疑問を抱くのであります、是北支那の明朗なる施政實行の大きな恥辱だと思ふのであります、私と致しましては本問題は公入札すべきが最も妥當だと存じます、此入札は何にしてすべきかといふ問題でありますが、恐らく入札に致しまして此の繼承の關る因縁付きの土地を其の儘入札するといふ事は之亦民團の不明瞭、いい加減な遣り方を暴露するもので、入札しますと致しましても綺麗さつぱりと六千圓の金を拂つた上で堂々と入札に附して所有權を決すべきだと思ふのであります、尙入札はすぐになんかと思ふならば現在の借受金に對して借受けた當時よりの貸借を徴收するといふ事にしなければならんと思ひますが、孰れにしましても先づ土地繼承問題を解決する六千圓を拂つた後に入札に附すといふ事に私は考へて居ります。本問題は既に論議された末でありますからさういふ條件付に於て採決をお探り願はん事を希望する次第であります ○民團長（白井忠三君） 先刻勝田議員からお話がありました様に土地に關するゴタ／＼といふものは六千圓を拂つたから綺麗さつぱりと文句が起らんといふ事は我々は責任を以て申上げる事も出来ませんのであります。此の點から一層の事清水君が願ひ出たから參事會で決定したのでありまして、六千圓拂つて公入札して拂下けると云ふ事は民團として別にする必要は無いと思ひます、清水君に明日から地	(26)

代を一圓拂へといふ事は清水君には非常なる苦痛を感ずるのであります。何か民團當局と清水君との間に變な關係でもあるといふ様な疑念をお持ちになる事は毛頭して居りません。私が民團長として就任する二年前程の係争問題で其の健民團の方へ土地を引續ぎましたが、無論當時は理事會では勿ね飛ばしたら好い、日本人が此方の權利者なのだから所謂占有して居る全部を買収せう、斯う云つた事で最終の理事會は済んで居つたのでありますが、段々今向ふの地主は原惣兵衛君の事務所がついて遣つて居るんでどうも仲々事面倒で次々と争を進めて行けば色々面倒くさい事になるといふ事になりまして偶清水君の方で自分の方で一切のゴタを引受けるから拂下げて欲しいといふ申出がありました。今の様に六千圓金を拂つて民團の土地にしようじやないかといふ御議論が多ければ今後民團の土地として清水君から土地代を取れば宜しいと思ひます

○後藤祿郎君 此の周姓の土地を共益會が取得した時には其の權利關係はどうなつて居りましたか、之は永租權を取得したのであります。或は支那人の名義を以て取得して居たか、夫れに依つて根本が決められると思ふのであります。恐らくあの當時の情勢から見れば永租權は簡単に取得出来なかつたと思ひます。永租權の譲渡となりますと所有權を拂下げるといふ事は出来ない、法的見解からいふと此の點根本から判明して居りませんから御説明下さい

○今井囑託 一寸代つて御返事申し上げます。買収した當時は個人の名前を以て買入れて置きました。其の個人の貸代借契約、擔保權の設定契約として領事館の確定認可を得て居りました、そう

いふ手續に據つて所有權を取らなければ純正な所有權は日本人では出来なかつたのであります

○後藤祿郎君 そういふ假裝的支那人から以て此の土地を取得したといふ事になれば假裝的な支那人から其の土地を取得する事は法的見地ではいかん、權利の無いものを民團が勝手に處分が出来ますか

○民團長(白井忠三君) 夫れです。新に出た本當の地主らしい人に涙金を拂つて地券を受取つて權利は判然させるのです

○古田治四郎君 私がお尋ねした事は今土屋さんがお聞きになられた事と稍似て居りますが、其の御説明に民團長は清水君と民團とは別に疑念を受ける條は無いと仰言しやいましたが元々疑念は持つて居りませんが、然し今勝田君の彈力性があり自信が無いといふ様なお話であります。自信の無い土地を清水君が果して買ふものでせうか、民團に六千圓を注ぎ込んで更に清水君の所有にする。清水君も居留民の一員であります。此の邊をもう少し民團長は親切に取計つて頂きたいと思ひます。若しも彈力性があつて第二、第三、第四の權利主張者が出たならば權利金を取つて民團が又夫れ交け買取るといふ様に受取れます、我々はどうも疑念の眼を以て見るよりか仕方が無い。然し個人的にそういふ數萬の損をさせる事は嫌だから先づ民團が犠牲にないて勝目があれば其の上に六千圓位の金でありますから、確保されるなら確保しよう確保されなければ共益會の引繼の損にしよういふなら我々は疑念を持ちません。此の點もう少し明瞭に民團長の説明を願ひます

○民團長(白井忠三君) どうも是以上明瞭に説明の申上げようがないのですが、私が取扱つた問題でないし、又清水君が損をするやうな事でもありません、然し民團を代表して居る私としては、清水君が喜んで俺の方で始末をするといふならいゝ幸で譲る事は民團を代表して居つて何か清水君に儲けさせて居るんじゃないかといふ風に考へられたら困る。私から言へば清水君が喜んで引受けるといふなら疵物なしにしてしまふ斯うした方が良い、疵物だけれど六千圓出せば權利が確實になるならば民團のものにして置こう、といふ皆さんの御意向なら決して清水君の方に拂下げを主張するのではありせん、參事會でも其の通りで拂下げる方が一番あつさり片附いてよからう、損だとか得だとか詳しく検討をしたのではありません、疵物を買つたから何とか後始末をつけなければならぬといふ交けの話であります

○古田治四郎君 更に申上げます、清水君が民團の急場を救ふ様な立場になると我々も又疑念の念を持つ。六千圓拂つて民團の所有にし清水君が全部使つて居るのじやないだらうから尙必要者にあれを分割して拂下げる事が出来る譯です。民團長に六千圓再支出しても良い、民團の態度を明かにするといふ御決心の下に此處で此の心境を披露して貰えば是以上追究致しません

○民團長(白井忠三君) どつちでも構ひません、一向固執しません

○横山金吾君 私はそういふ因縁付の土地を若し清水さんが買ひたい、綺麗さつぱりしたい爲といふ考へに對しては不賛成では無いのですが、只其の額であらうと思ひます。金額が相當のものであると民團として何時迄も土地を持つ必要ないのでから此の際價格に於て之交けの事に付てお尋ね致します

第一清水さんが使つて居るのが周姓土地の全部でありますか、どの位のパーセントであるか、パーセンテージを示して頂きたい。第二先程の金額一畝八百圓、今は六千圓出せば綺麗さつぱりとすると思ひます。夫れに對して坪五錢の借地料として計算すれば大體一畝當り幾らになるか大體の計算、第三には今其の土地が幾ら位して居るか、現在の土地の大體の予想に據る土地の評價額、第四は清水さんが土地に對して投資された投資額といふものをどの位掛けたかといふ點であります、最後の希望としては賃貸料、貸付料今迄只で貸して居つた之を今後民團が急に高く上げて安から五錢取る。今迄のものは若し今後拂下げなければ無論只になる、今後至當な賃貸料を取るが、賃貸料を只にして現在の地價に據り拂下げるかと斯ういふ事を希望して居ります。先程の四つの點に付て數字のの説明をお願い致します

○民團長(白井忠三君) 判つて居る交け私からお答へ致します、清水君の埋立てた土地が若干あります。土地代金の計算書が出て居りますが昭和十年の七月から十二月迄、十一年一月から十二月迄、十二年一月から三月迄、十年の七月から十二年の三月迄使つて居つた六百坪、四月から十二月迄四百坪増へて千坪、昭和十三年一月から今年の三月迄同じく千坪、今年の四月から最近迄一千坪使つて居るのですが、只初め六百坪使ひまして、清水さんが自分で埋立てた土地が幾ら

(31) あるか後から吏員に説明させますが、全部の面積三十三畝六千三百坪になります。清水君の使用つてゐない土地の方が遙かに残つて居ります ○横山金吾君 第二の貸地料を原價に對し追加金六千圓、民團の要求される一畝當りの夫れに對する現在の地價は幾ら位ですか ○民團長（白井忠三君） 大體埋立料を除いて一畝八百圓が現在では一畝が一千二百圓、六千圓拂ひますとあの附近の土地が幾らして居るかといふ事は人々に依つて違ふのでせうが、もつと高いとも言へませうが、是は一寸鑑定人でも作つて貰はないと判然した事は申上げられませんが、私共の拂下げといふのは勝田君の仰言つた様に瘻物ですから色々な事起つて来るのは民團として五月蟬といふ參事會の意向なのです ○横山金吾君 現在迄合せて貸地料がどの位のものか、之は現在の地價に於て妥當な様な條件で拂下げて良いのだと思ひます、大體あの邊の土地は幾ら位なのですか ○古田治四郎君 白井さん貴下が先刻仰言いました一畝八百圓で買つた、六千圓出したら一千二百圓と仰言つて居りますが、三十三畝に六千圓…… ○民團長（白井忠三君） 當時七千圓でした。夫れを今六千圓に負けさしました ○古田治四郎君 八百圓に對して六千圓遣つて一千二百圓になりませんか ○五十嵐重吉君 一畝一千三百圓位になります	(32) ○民團長（白井忠三君） 間違つて居りましたプロカー……とか埋立費とか入れて二萬九千圓になり、六千圓入れると千圓強になるのであります ○議長（矢彦澤平司君） 如何でせう、大分御熱心に討議されました問題の核心も大分判明したと思ひますが、此の程度を以て討論を打切つて採決したら如何かと思ひます、夫れで只今何つて居りますと大體に於て御議論が二つになつて居ります、一つは依然として民團が所有して他に之を貸すか、原案に依つて拂下げるかといふ二つの問題に歸着する様であります、此の一案として何れかにするかを採決してはどうかと思ひますが、（異議なし） ○勝田重直君 更に値段に付きました民團長に一任するか、或は審査委員會を設けて審査委員會で決するかどちらになさらないと後でお困りになりはしないかと思ひます ○議長（矢彦澤平司君） 民團の所有にするかといふのと一方に於て拂下げるか、拂下げに決定した時には原案通りにするか、或は今勝田議員の仰言つた様に拂下げ値段に付て後から審議して決めるかどうかいふやうにしますか、若し原案通りに可決すれば委員會を設けないで直ぐ決定はしないかと思ひます ○五十嵐重吉君 御參考迄に申上げますが、只今横山議員からお話がありました様に此の方面の土地では現在では斯ういふ安い價格で買ふ事は出来ません、最近私が其の附近の土地を譲り受けて測量して居る次第でありまして現在の價格が一千八百圓前後といふ事を私は記憶しております
(33) ありますから其の點特に御考慮を願ひたいと私は一言御注意申上げて置きます ○議長（矢彦澤平司君） 夫れでは大體依然として民團が所有して貸すか、或は拂下げるかといふ問題に付て先づ採決しまして、萬一拂下げといふ事になると原案に據つて拂下げるか、更に審査して拂下げるか拂下げの方法に付て具體的の問題を解決したいと思ひます先づ第一に依然として民團の所有として之を他に貸下げるかどうかに付て決を採りたいと思ひます依然として民團の所有にして他に貸すかといふ事に付ては賛成の方は御起立を願ひます （「賛す貸さんは別問題として」といふ聲あり） 夫れでは少しく訂正して此の際派金を出して派金に付ては具體的に少なくも決定せんといけません、依然として民團の所有を持續して行くかどうか、拂下げないで民團の所有にして置く事に御賛成の方は御起立を願ひます。（少數起立）少數と認めます夫れで此の案を否決として次に ○副議長（龜澤省朗君） 議長只今第一讀會であります但し採決してよいものでせうか ○議長（矢彦澤平司君） 皆さんが採決に異議なかつたと思ひましたから採決致しました、夫れで拂下げに皆さん御賛成だと思ひますが拂下げに付ては提案者の清水一太郎氏に修正して拂下げるか土地の價格も得して居るといふ色々な事を考慮して具體的に拂下げ金といふものに付て更に案を練つて遣るといふ案と原案通り清水一太郎氏に拂下げるか更に拂下げに付て具體的に研究した結果此の原案に對する修正案に對して御賛成の方は……	(34) ○森川照太郎君 議長一寸採決の方法に付て一言申上げます、第一讀會か第二讀會か知りませんがそんなに改まらないで宜しい從來も違つて來たんですから成可く秩序を重んずるがよいでせうが、簡単な案ですから一讀會、二讀會となる事でなく議案自身は簡單だと思ひます、種目も一項だと思ひますから採決なさる方法に付て若しも此の價格に付て民團が疑惑を招くといふ様な御注意は御尤もですから、幸ひ課金調査委員會がありますし、之が何時も土地、家屋の評價等の委任を民團からされてはして居るようですから課金調査委員會に價格の決定を委すといふ事でお諮りになつたら好いと思ひます、何れ評價をさせるものが決まつて居らないでもお困りでせうしするからそういう便利な方法がありますから評價は課金調査委員會に委すといふ事に採決をして如何なものでせうか ○高木翔之助君 私に遺憾乍ら賛否の意見を申述べた機会を失ひまして、採決に付きまして拂下げの反對民團保有の意見を保持して居つたのであります。然し乍ら少數否決になりましたので、拂下げ其のものに對して只今森川議員が課金調査委員會といふ便利な機關があるから委せろ、色々論議異論百出の様な稍もすれば民團當局に何か疑惑でも持たれるやうな疑念すらも御議論の中に仄見えるのであります。特別の委員會を以て充分論議して明らかな終始一貫之に疑念を持たれぬやうな拂下げを行はれん事を希望致します ○五十嵐重吉君 只今森川君の仰言やつた様に課金調査委員會に於て斯ういふ重大な問題を審議す

(35)

るのは私は絶対反対であります、其の問題に對して夫れよりは何か修正案でも出して下さるなら結構だと思ひますが、私は只今拂下げ價格は參事會に諮る、之を民團長に一任するといふ事にされたら如何かと思ひます

○古田治四郎君 今高木さんが少數否決されたと言つたが、私は否決と伺つて居りません、意見が徹底しなかつたから少數であつて夫れを森川氏は如何にも否決である様に仰言いました何が何か考へ違ひをして課金調査委員會に一任しよう、課金調査委員會の職責と此の問題は甚だ差がある、出来る事ならば特別委員會が參事會に一任してもう少し居留民全體が満足する様な解決法を採る様にしたいと思ひます

○議長(矢彦澤平司君) 古田議員には先程のが徹底しなかつたかも知れませんが、私が民團が依然として所有するか拂下げかといふ事に決を採りまして、依然として民團の所有にするといふ事に對して御起立願ひました、夫れに對して御起立が少數でありましたので此の案は否決と宣告致しました、左様御諒解願ひたいと思ひます

○民團長(白井忠三君) 此の議案に價格も書いてありませんし、どういふ評價をするかといふ事も書いてなかつた點は甚だ何ですが、先刻森川君が云はれた課金調査委員會は斯ういふ問題には關係無いのですが、從來不動産評價委員會といふものがあります。不動産評價委員會で評價して決定するならば一向差支へないのでございます、只其の妙な涙金を一方に出すといふ事で參事會でも値段を決める時には困つたのでありますが、地代支拂取つて拂下げようといふ極めて簡單明瞭な決め方をした譯であります、色々御意見もあるようですが、提案者としては「不動産評價委員會ノ査定ニ基キ」といふ意味の修正を加へる事に付ては何等異議ございせん

○森川照太君 私は不動産評價委員會といふのは知らなかつたのです、以前は課金調査委員會に申上げて居りました、そういふ機關が出来て居るのでしたら其の方が結構ですから其の方にお願ひ致します

(36)

○木下秀良君 段々と皆さんの御意見を承つて居りますと大體に於て主に議論を純理論から言つておいでになつて居りますから純理論で申します、第一清水一太郎君の工場が何處に在るか、清水君が造らなければならなかつた理由もあります。其の後六里台の不便な處に追ひ遣られた恰好もあります色々な事情がありまして斯ういふ問題になつてとどの詰りが民會議案になつたのであります、知らない方が理論ばかりで仰言つて居られますからと云つて然しそ一々理論ばかりで遣つてもいかん、そうかと言つて溫情ばかりでは困りますが、民團長の仰言つたやうな價格の點では不動産管理委員會に原案として委す、夫れで御賛成願ひたいと思ひます、(賛成の聲あり)

○議長(矢彦澤平司君) 夫れでは大分時間も経ちましたし、此の拂下げに付きまして不動産評價委員會に研究を願つて此の決定に據つて價格を定めて拂下げるといふ修正案ですが、賛成の方は……余りに私も新米でテクニクの事は知りませんからお手案に議事の圓滿な進行を許つて頂

きたいと思ひます、夫れから今一度申上げますと此の拂下げの價格は不動産評價委員會で決定するといふ事で原案に賛成の方は御起立願ひます

○山田榮治君 手續きが違ひます、修正動議を出さなければ

○議長(矢彦澤平司君) 修正動議を森川君から出します

○山田榮治君 夫れに對して賛成者はありません

○古田治四郎君 今の事は議長の不馴れでありますから大體賛成の議員を五名以上募る、そいふ事はあつたものとして全體の空氣が賛成に多數のようですから之が採決をお採りになつた方が適當だと思ひます

○山田榮治君 之は提案者の方からそいふ風に修正なすつたらどうか、此方は一般に異議がないのです

(森川照太君どつちでもよい、修正採決)

○民團長(白井忠三君) 承知致しました、私の方から修正案を出します

第二項の拂下げ價格ハ不動産評價委員會ノ査定ニ基キ決定スと一項追加して項きます

(37)

○議長(矢彦澤平司君) 只今提案者の方から「不動産評價委員會ノ査定ニ基キ決定ス」といふ一項を追加された修正案が出ましたが、之に對して御賛成の方は御起立願ひます、(起立者多數)多數と認めます、議會を省きまして之で可決確定致しました、(拍手)

夫れでは五分間休憩致します
午後八時五十七分休憩
午後九時 七分再會

(38)

○議長(矢彦澤平司君) 着席 夫れでは開會致します
日程第二街路幅員擴張ニ關シ館令發布申請ノ件

此の議案を附議致します、此の議案の朗讀は省略させて頂きたいと思ひますが、只其の中の二頁目の蓬萊街の下の方の住吉街春日街間四を二と、二米七四、一四を二と御訂正願ひます、では此の議案に關して提案者の御説明をお願い致します

○民團長(白井忠三君) 登壇 現在我租界の中の道路の幅員の狭いので困つて居ります事は殆んど各位の御同感の事と存じます。實はもう十五、六年にもなりますが、當時日本租界が漸く春日街位迄しか家屋が建つて居りませんでした、春日街から此方はまだ野原でありました。又一部は池でありました爲め從來の壽街とか曙街とか松島街、富島街夫々の街路が如何にも狭い、之を當時の民會で特別委員會が出来ましてそうして決定を致しました。領事館に館令の發布をお願い致しました結果が現状の如く例へば浪速街は春日街から住吉街の間は廣い道路になりました。松島街も明石街から住吉街迄は廣い道路になつて居ります。そいふ風に此方の新開地の方は皆廣くなつたのでありますが、古ひ方の街幅も追つて家を建て直す時は新しい街幅に家を引込めて建てて順

(40)

次道路を擴げるといふ事で當時領事館の館令の發布をお願い致しました。可成り民會議場でも方々でも色々議論がありまして中には日本租界には廣い道路は必要じゃないといふ議論もありましたが一應其の事に決定して館令の公布を受けたのでありますが、然しどういふ都合でございしたか私共には瞭りませんが、新しく道路の出來た方面、明石街から此方の學校の方面に至る間の道路は新規の道幅に決定しましたが古く出來た方の館令は後から取消されてしまひました。今迄も松島街から明石街ずつと向ふは五間幅で、蓬萊街とか吾妻街は二間幅、壽街花園街等の既に出來た道路は全部狭いものになつて居りますが、夫れで今日の交通量増加の状態では是では固る、是非共將來家を建て替へる時には一定の線道引込めて家を建てて貰つて逐次各道路が擴くなる様にしたい、此の考へで茲に幅員擴張計畫ニ關シ館令發布申請ノ件として御決定を仰ぐ譯ですが、之に據つて領事館は民團の要望をお容れ下されば館令を以てどの街は幾ら擴げる、何處の街はどう擴げるといふ館令を公布して頂きまして將來其の方面に家を建て替へる場合には其の館令に従て家を入込めて建てる十年掛りますか三十年掛りますか判りませんが家が建て替つた時は現在より道が擴くなつて居ると斯ういふ風に運びたいのであります、例へば此の街の或處から或處迄は家が建て替つた爲め擴がつたがもう一軒彼處の角を引込めて貰へば全部其の街が擴かるといふ事になれば民團財産の許す範圍に於て買收して引込めて道路擴張を完成するといふ事になりますけれども、大體各自の改築のある家を引込めて行きますのに對しては民團は道路敷地等の買收は致しませんといふ建前で其の道路擴張を、相當の長い話ですが、或期間の内に完成して行きたい、斯う思ひまして夫れで領事館の館令の發布をお願いしたといふのが本案でございす第一議會を終りまして第二議會に入りますれば各街毎に此の街は斯ういふ風に擴げるといふ御説明を申し上げますが、大體に於て今申上げました趣旨の下に日本租界の道路を擴張するといふ御意見を先づ御伺ひ致します

○佐藤政作君 此の只往來を擴げるといふ事は十年掛り二十年、三十年、五十年掛るか知りませんが建築に關する年限を決めて改築するなら兎に角フランス租界邊りになるのは五十年先に行はれるか百年先に行はれるか判らん問題だらうと思ふのであります。從來の家の建築の年限を制限しなければならぬ、そうしますと立ち所に現在の建物會社の在る所はとうに年限を過ぎて居る、斯ういふ様な家屋が多いのですから其の邊りから幅員擴張は改築と同時に進行はれるんじゃないかと思ひます、道路幅員の命令文けを出した文けでは容易に實現出來ない、三十年五十年でも難しいと思ひます夫れでも條例として之を忘れるのでありませんが

○勝田重直君 私は此の議案其のものに付ての質問を述べたいと思ひます、夫れは後から申上げますが、私が民團事務當局の處置を難じたいと思ふのであります、此の議案を見ますと只今民團長の希望せられる處の手續上に於て大變な相違があると思ひます、又解釋上に於ても相違があります、因より民團長の希望せられる所我々には明白に判つて居ります、茲に表はれました議題其の

(39)

(41)

ものは領事館の館令發布申請に對して可否を採つて居ります、斯る議題といふものはあるものでありません、之は道路の擴張の可否を我々に問ふ譯でありまして、館令發布は民團長の手續で當然我々が擴張の可否を擴張可なりとすれば當然要求が館令發布の要求が起きなければならない之等は無論前例もある事だから我々は館令發布手續の申請する事を承認を與へて一向差支へありません。然し乍ら議案其のものに付て見ますと、恰も審査委員會が決定してそうして單に其の申請手續文けを民會で解決する誰がとつても斯ういふ解釋しかとれません、只今御説明になつた通りであります之に違ひないと思ひます、之は民團事務當局の責だらうと思ひ民團長を大變お氣毒だと存じます。民團長も御監督になり吏員諸氏の御注意を喚起せられん事を望むで已まない次第で、此の邊民團長の御意見を伺ひたいと思ひます

○民團長（白井忠三君） 之は昨年の三月でしたか、もう一つ前の民會かに街路幅員の擴張を計劃して領事館當局に申請しようといふ事を民會に諮りまして、民會賛成の結果其の審査委員會を設けて其の審査委員會の決定を今一應民會に提案して其の民會で審査して館令の發布を申請するといふ決議になつて居りまして、今回其の様の民會の決議を、申請の件を提案した譯でありまして其の前後の關係をお考へになれば此の議案の出し方が別に差支へ無いと思ふのであります

○勝田重直君 前の民會でございしたか、確か昨年三月でしたか街の擴張計劃審査委員會でそれと釐り決まつたのが本當の議案じゃなかつたかと思ひます、が之はどうも擴張計劃審査委員會と

(42)

いふものが我々にははつきり呑み込めない事になります、何日の民會で議決したか、其の議決に基く街路幅員調査計畫審査委員會……之に間違ひありませんか

○民團長（白井忠三君） 或は十二月九日の審査委員會で……

此の民會で此の通り通すか通さんか決定する、此處で御相談するのです

○勝田重直君 民會で議決したものを議決し直し、審査委員會で議決したものをもう一遍民會に附議する、民會で附議したのを決定して初めて領事館に申請するといふ順序になります、判りました、然らば館令發布申請文けといふ事になりますか

○民團長（白井忠三君） 然し内容其のものの審査は加へて宜しいのです

○勝田重直君 審査委員會で決めたものを民會で審査しなければならぬのですが、審査しても宜しいのですか

○民團長（白井忠三君） 審査すべき筈です

○勝田重直君 すべきならもう少し議案の書き方を變へて頂きたいと思ひます、是では審査委員會に既に決定權が有つて申請權文けを此處で議決する形になります

○民團長（白井忠三君） そんな譯じゃありません、そんな意味にはならん積りですがね

○勝田重直君

皆さんの御解釋はどうなりますか

兎に角申請だけにして、詰り内容は審査委員会で既に決定権があり決定された確定議案に基いて我々が申請する事の可否を決するといふ議案としか取れません、私が斯う申上げるのは此の議案其のものに付て直ちに議會を省略して確定にする事も出来る。そういう事情に於きまして斯ういふ不完備な議題の下に審議するといふ事は大變危険な事じや無いかと思ひます、之は甚だ手段とは申しませんが、昨日の綜合ビルの問題に於ても民團長の説明があつた事と此の議案書に基くものと全然相異つてはゐないか非常なる不足を來たして居ります民團長が言はれる處は此の公會堂がもう危険状態にあるといふ事で、事務所が大變狭いといふ事を建設すべき第一的として擧げて居られました。然るに拘らず昨日の配布された此の綜合ビル建設理由書なるものに據りますと全然只の一言も斯う云つた點に觸れて居りません。斯くの如き杜撰な理由書を提出してそうして豫備的に我々に知識を與へる様な事は非常な間違ひだと思ひます、のみならず大變手拔かりがあられる様に考へて我々不満に堪へ無いのであります、之は只例を引いただけに過ぎませんが、今日の議案に付きましては更に一應本點が伺ひたいと思ひます

○民團長（白井忠三君） どうですか皆さん、お喋りになりませんか

前の民會で道路を擴げる事を決定して何處と何處の道路を擴げるか、之は審査委員會を作つて決定して貰ふ、審査委員會の結果をもう一度民會で決定したならば領事館に館令發布を申請して館令を發布して貰ふ斯ういふ順序になつて居ります、十二月の街路幅員擴張委員會で決議された

から館令發布の申請をしたいといふ事で皆さんにお諮りしたのでありまして、之に對する皆さんの御意見を求めて此の案が或は修正され可決され或は否決されて館令の發布を申請するといふ順序になります。勝田君から幾々お話がありました、此の議案の形式がどう不完全なのか私には一寸どうも頭に入り兼ねますが

○勝田重直君 夫れではもう一度申上げますが、先に審査委員會なるものがあつて此の審査決定権を有つて居つたといふ意味に此の文章では取れますが、そうで無いとすればそうで無い事に書き變へなければならぬ、之では「街路幅員擴張計畫委員會ニ於テ決議サレタルヲ以テ館令發布申請ヲセントス」では無論決議されたからして館令を申請するといふ事なのです。だから館令を申請する、讀んで字の如く既に審査委員會で決定権があり、決定された確定を單に館令の發布の申請の可否を問ふ斯ういふ意味にしか取れません

○民團長（白井忠三君） どうも勝田さん少し可笑しいですね。審査委員會は決定したものを民會に託して居るので委員會で決定したものを民會が夫れに束縛される、拘束される必要が無い。異議をいふ事が出来無い事はありません。館令の發布を申請する、申請したいといふのが私の方の提案であつて貴下方の方は修正なり更正なりどちらでも

○勝田重直君 仔細に民團長に申上げますが、此の館令發布の動機は此の道路擴張計劃は民團法三十三條第七項に據つて根據が置かれて居ると思ひます、夫れで此の議案の提案は此の民團法に依

つて提案されたものと思ひます。然らば領事館に館令申請の件を附議するといふのは何事か判りません、全然意味をなしません。館令發布手續は此の擴張計劃が確定して初めて貴方が領事館と御折衝なさる可き筋合のものです

○後藤若男君 勝田議員の御説明は私共とししましても判る點はあるのでございます、然し又一面から考へます時に余りに字句に拘泥されて居るのではないかとも思ふのであります、勝田議員の御説を拜聴して居りますと其の決議されたを以てといふのが眼目でないかと思ひます、然し民團長の御説明に依りますと是は前からの繼續議案であつて、然も民團が委託した處の審査委員會に據つて決定したものである、で且つ其の點に付て内容に於て不滿な處があれば議席に於て議論して宜しいといふ事でございましたが、要するに此の問題は決議されたる首題の件の「館令發布申請ヲ審議決定セントス」といふ意味に私は解釋したのであります、時間も相當つて居りますので、提案の此の場合無論此の民團の法規類纂に據つて議事を審議するの、此の提案の趣旨を汲んで無駄の時間の無いやうにルーズの無い様に進めて行きたいと思ひます

（多數賛成）

○議長（矢澤澤平司君） 如何でせうか、夫れでは勝田議員の御質問もございしますが、民團長の説明で議案の趣旨は昨年の民會で決議されたる審査委員會で決議されたと云つて民會としては何等拘束される必要はないと民團長も明言されて居りますから、此の民會に於て審査委員會で決議され

(45)

た案を承認するか、或は修正するか勿論自由と思ひますから若し御承認と夫れを認めましたら「館令發布申請ヲセントス」と斯ういふ意味に解釋して此の議案の進行をされたら如何ですか

○勝田重直君 唯之を私が確めて置きたいと思ひますのは、此の道路擴張計劃に對して審査委員會に附した事を今日又此處で決議を要求する事は民團法三十三條第七項の民會の決議を経べき事項の概目が上げられてある、其の中に第七項「財産及營造物ノ管理及處分ノ方法ヲ定ムルコト」之に基くものだらうと思ひますが如何でございませうか

○民團長（白井忠三君） 解釋申上げます、其の貴方の御指摘になつた條項も宜しいでせうし、第三十六條にも「居留民會ハ居留民團ノ公益ニ關スル事件ニ付意見書ヲ監督官廳ニ提出スルコトヲ得」此の條項に従つても何處の道路を擴げて頂きたいといふ事を監督官廳に申請する事は居留民會の權限にある事であります

○勝田重直君 夫れは然し議決事項じやありません。議決事項は嚴然として決まつて居ります。領事館に申請する事項に對して議決權限が如何してありませうか

○高木翔之助君 只今大分論議もあるようですが、問題の主眼を纏んで居らん様に思ひます。原案を修正したいと思ひます。修正の字句は此の條項に據りますと民團は處分權あるとすれば館令申請しないでも處分を民團の權限に於て「館令發布申請ノ件」を削除して、すぐに道路擴張の決議を民會の協賛を求めるといふ議案の文面に訂正したらどうですか

(46)

(47) ○議長（矢彦澤平司君） 私が先程申し上げましたのは此の議案の書方に於ては多少明瞭を欠く點もありますが、そのいふ趣旨に於て其の儘議事を進行したら如何かと申しましたので皆さん多數御異議が無いようでありましたから其の様に可決致しましたので、只今の高木さんの提案は遺憾乍ら取り擧げる事は出来ないと思ひます （「進行／＼」と呼ぶ者あり） ○高木翔之助君 時間の勵行も固より大切であります、議案の實際を見ると決議といふものは一體民團長に自由裁量と與へるものか、民會其のものは民團長の所謂權限を持つ上の諮問機關となるのであれば決議の必要なしと思ひます。其の文面といふものを明白に修正しないと三文の價値ないと思ひます ○議長（矢彦澤平司君） 高木議員の仰言る事も御尤もだと思ひます。先に議場に諮りまして其の直後に御異議がありましたが、賛成の方があの場合あの事情に於きまして多數と認めましてそのいふ趣旨の下に議事を進行する事にしましたから、今後は御注意は御注意として其の後に承つて此の議案は其の儘進行させて頂きたいと思ひます （「進行／＼」と呼ぶ者あり）（拍手） 夫れでは此の議案に付きまして更に御質問はございませんか ○早瀬精一君 前々民會でございましたか、之を委員會を作つて決議する、夫れに依つて宣告するといふ事は民團長の申される通りであります、今日迄の間に民團當局が新しく家を建てる方新しく改築される方に對してはどういふ處置を採られたか説明願ひます ○民團長（白井忠三君） 一番大きな問題としては松島街と旭街の角の芙蓉ホテルの建物でございます。東京建物會社は其の館令が發布になつて居りませんので民團の方から強制的に引込めて呉れと申上げられませんでした、宮島街を擴張したと同じ様に道路の工事を將來擴張する場合、貴下の方が今彼處を建て直してそして引込める時に賠償金を返そうといふ事になれば天津全體の上から困るので此の際是非共引込めて建てて貰ひたいといふ希望を懇談的に話しまして、建築願書に民團に於て其の附近を引込めた場合は無償で擴張するといふ事を建築願書の中に書き込んで今工事をして居ります夫れから松島街と芙蓉街の池上兼治君の改築の件は示談御協定の結果早速に快諾されて見たいといふ事もありましたが、如何せん館令の公布の無いに只此方の希望として云つても聞かない時は夫れつ切りのお話でありますから結局今申す二件と吾妻街の千葉湯の前ですが、之も建物會社にお話して將來の擴張線迄家を引込めて建てて貰ひました。此の三つだけで後の分はまだ具體的に決めて居りません ○五十嵐重吉君 只今民團長の御説明に依りますと、芙蓉別館の建築は一札入れてするからといふ事でしたが、建物會社の現在松島街で表通り大阪商船が移らんとして居る家はどうなつて居るの	(48)
(49) でありますか、芙蓉街と松島街の池上君の家でございますが、建築をする時は相當トラブルが起つたようですが、其の際に一札を入れるといふ様なお話はなかつた様に聞いて居ります。そのいふ事ならば一札作らせて頂けるのであつたならば擴張の線迄下すともお遣りになつた様に聞き及んで居るのであります。芙蓉別館の方は建物會社の先であつたでせう、一札入れて居らねば何年の間に佐藤君の言はれた様に此の先何年経つたら全部此の擴張の計畫に副ふ様になるでせうか私は恐らく全部斯ういふ事は絶対に不可能だと思ひます。恐らく銘の齒の如く斯ういふ事は實現せんものと思ふのであります、池上君の處には無理して引込ました様に聞いて居りますが、芙蓉別館の如きも之も勝手に改築されるだらうと思ひます、そうならば何年経つても實現出来ないのであります、今もう少し此の問題に付て御研究して頂きます ○民團長（白井忠三君） 夫れですから館令を發布して頂きます、館令が出てゐないから示談でお願いをして居るのであります、聞かんと仰言れば同じです、館令を以て何處の街は何處迄擴張して行く…… ○佐藤政作君 先刻私の申し上げましたのは此の館令の發布と同時に建築の年限を與へない限り…… ○民團長（白井忠三君） 夫れは別個の問題 ○佐藤政作君 之は到底しなければ出来ません ○民團長（白井忠三君） 夫れは別個の問題ですよ ○佐藤政作君 建築の年齢はある、二十年とか三十年とか年限をつける、是は出来ん事は無いと思ひます フランス租界なんか現にそうして居るようです ○議長（矢彦澤平司君） 夫れでは二讀會に入りまして逐條審議したいと思ひます （「賛成」「異議なし」の聲あり） ○横山金吾君 現在の情勢に即しまして日本租界の道路を擴張する事に對して誰方も御異議が無いと思ひます。委員會に於て審査され附議された事は大體我々の思考し得る事だと思ひます、但し私が考へますと是以外に此の計劃と並行して四つ角、例へば旭街で云へば松島街、宮島街、福島街、芙蓉街に於ける松島街の角といふような重要な交叉點に於て四つ角を切り取る、詰り部分的の幅員の増加を計る街の美觀、交通の緩和非常に有効なものだと思ひます。内地の大都市に於きましては殆んどそういふ風に實行されつゝあります、私はそういふ事を希望して居りますが、民團長に於てはどういふお考へを持つて居られますか ○民團長（白井忠三君） 御尤もな御注意であります、本年度の予算から約——今一寸忘れましたが、一萬二、三千圓の予算をもちまして本年度に於て擴張しました處は壽街と秋山街の角三井の後角、淡路街と宮島街の學校の前と大羅天の前の角です。街角の剪除といふ事は狭い日本租	(50)

界の道路の上で非常に曲り角を擴くるといふ事は交通緩和の上に影響致します、本年も實行しましたが明年度の豫算に於ても實行しまして逐次各角を緩やかにする計劃をして居ります

○横山金吾君 館令に付きまして多少直す必要ありませんか、決議の館令を以て強制的に決めて、先程御説明の様に殘すといふ必要はございませんか

○民團長（白井忠三君） 是はどうも考へない事はなかつたのですが、人道の全體が民團の道路です、六尺ある人道の曲り角を緩やかにすると真中の點では小廻りになる、若し一尺位になる端の方は廣く大きなカーブで曲り角が出来る、將來其の角の建物を建て直す時當り前の人道に引込めて貰ふのは何等かの補償問題が起るのじやないかと思ひます。今人道を勝手に民團の方で館令を出して居りませんでも

○横山金吾君 私のいふのは人道じやない、所有地の引込んで……

○民團長（白井忠三君） 今の處は人道を引込めて、將來家を引込める時には多少の補償をしなれば無理じやないかと思ひますが判然り決まつて居らなかつたので、各街の角は館令を出して……擴げて事實上はそう違つて行く積りであります

○龜澤省翔君 民團長に一寸御伺ひしたいのですが、旭街の秋山街から日支境界線東側四米づつ切り取るといふ方法で擴張する事になつて居ります、今民團長の具體的説明を聞きましたのですが、家を改築する毎に引込めしめる、もう一つは今の旭街を四米づつ切り取ると店舗の丁度半分位がなくなつてしまふんじや無いですか、どういふ風な御意見ですか

○民團長（白井忠三君） 之は何と言ひますか、此方から言つて向ふ側を四米擴げよう、將來建て替へる時に

○龜澤省翔君 建て替へる時にですか

○民團長（白井忠三君） そういふ事に審査委員會では決議になつたのですが、割合に東側の方が擴げよい状態にあるのであります、強制的に擴げるといふ意味では決してないのであります、建て直す場合に引込めて貰ふ、何處迄も其の建前であります

○龜澤省翔君 そうですか

○後藤岩男君 此處二、三年前の話だつたと記憶して居りますが、外國の新聞に天津の日本租界には色々の魔窟があつて實に奇妙な得體の知れない處であるといふ記事が載つて居りました。當時民團に於きましても大分其の點に付て御關心を以て居られた様に伺つて居りましたが、此の點に付きまして現在そう云つた様な特種的な歡樂場と言つたものがあります、街も此の中に入つて居るようでございますが、そう云つたものの移轉乃至は宿所といふものを審査會に於て審議され又考慮されて民團は御提案になつたものであるかどうかといふ事を承りたいのであります

○民團長（白井忠三君） 其の點に付きましては多少のお話は出ましたが、事實此の案の外に之を考慮した點が拂はれて居る譯ではありません。例へば福島街の如く彼處に盛德里といふ支那の遊

廓がございます、どういふ風に考へるかといふ事になりますが、然し近い内に他に移轉するらしい傾向がありますので之は實は福島街を擴張するしないの材料にはせずに済んだ様な譯であります、其の他に於きましては曙街の問題も多少考慮は拂はれましたが今の處あれをどうするといふ事は到底出来ない、非常なる犠牲であらうといふ事に遂に曙街の問題も議に上りませんで終つたのであります

○土屋基男君 此の幅員擴張の内容に付きまして一寸御質問申し上げます。幅員擴張に伴ひまして人道の幅員の擴張の問題は考慮されて居るのでございますか

○山本技師 本道と同時に歩道の幅員も考慮されて居ります

○土屋基男君 此の幅員擴張の計畫を見ますと、例へば旭街、之は東側のみの擴張になつて居りますが、同時に西側の歩道の擴張も考慮されて居るのですか

○山本技師 其の結果道路の中心は東側二米強になりまして西側の歩道も擴張する事になつて居ります

○土屋基男君 此の人道の幅員はどの位でございますか、只今の人道の幅員が確かは知りませんが楽しい二人歩きも困難で街路樹がある爲めに一人は離れなければならぬ。明朝天津の此の點を充分考慮されて、「ヒヤノ」の聲あり、最も楽しい散歩も出来る程度の幅員を擴張されん事を希望致します

○早瀬精一君 道路の擴張は無論交通緩和の爲めでありますが、交通事故乃至交通妨害に付きまして此の機會に臨み當事者に一應御希望を申上げたいのは、コンクリート道路の一部が引込んで居ると二間位の交通道路を石屋が胡坐を組んでカッツリコツツリとコンクリートを切つて約一週間乃至十日掛る、細長く四寸に二尺か乃至三尺、非常時下の交通の頻繁な時には少し考へて傷みが激しくなつてからしてはどうかと思ひます、旭街の人道にひどい窪みがございすがタイヤを一遍も改修は致しません、嘗つての民會で申上げましたが、歩道を擴げて明朝北支の散歩道路にする事は望ましい事でありまして、あの歩道は凹凸して歩き難いので新しい道に改良して頂く事と車道の道路の横かの毀れを一週間も石屋でカッツリコツツリするよりもう少し傷んでから造つて欲しい、之は何時もお願ひしたいと思つて居るのであります

○佐藤秋作君 今早瀬君の仰言つた事で思ひましたが土木課の何時もの問題であります、水道課と土木課と連絡がない結果我々の住宅の處等よく此方の道路と水道と重り交通を防がれる事がある修繕に對する何等か統一されて欲しいと思ひます、此の前者大分苦情を申上げましたが、宮島街の道路を修繕して居る、吾妻街の方の水道の敷設が初まる、宮島街と吾妻街の間は交通を止められる、常盤街に住まつて居る人は歩いて居る人は宜しいが私もボロの自動車を持つて居りますが、公司の入口に廻らうと思ふと自動車を通れないので旭街、榮街を廻らないと行けない、道路の修繕に付ては殊に今も言はれた通りアスファルトじやありません、譯言なんかの造つて居る石

の修繕はあゝ一緒にかためて遣られては實際交通の妨害であります。十重二十重と交通の織る中を何か一つ置きに立てられる、あれは一つ所を早く直して次々にして頂かんと願ひます。一尺四方の長い棒が彼方、此方に据えられる、道を閉ざす、筈が被せられる、實際壽街等九つ切り歩けない時があります、相當時日が掛るでせうが掘返した儘一週間も放つておかないで道路や水道課の關係もあるでせうが成可く邪魔にならん様にしたいと思ひます

○菊地新一君 私は此の議題に關聯した事でございますが、希望條件であります。民團長にお願ひしました此の前の民會で申上げました事でありますが、私設胡同の歩道の道路の修理でございます。折角租界の道路の着々整理されて相當の美觀を呈して参りました事は私が致しましてから顯著な變化と存じて居るのであります、就きましてはそうした舗裝の修理に伴ひまして私設胡同の修理といふ事に關し民團長にもお願ひして居りましたが、家主の方の交渉をするとか、胡同の關係して居る方々に交渉されて一日も早く公道と同じとは申上げませんがせめて煉瓦敷位にはして頂きたい、そつういふ交渉を進めて頂きたいと思ひます。之は希望條件でございますが一日も早く斯ういふ方面の我々の希望を容れて頂きたいと思ひます

○龜澤省朝君 議事進行に付しまして一寸申上げたいと思ひます。私實は副議長といふ關係で見ますに只今既に第二讀會に入つて居る、必ずしも和やかな民會の空氣を見や角いふのではありませんが一般論をどん／＼繰返すといふ事は誠に御高論を聞くので結構なんです、果して斯う遣つて居りますと議事が議了出来るかといふ事を此の點一寸意見を申上げて置きます

○金山作次郎君 私は此の一番最後の吾妻街の道路に關して修正の動議を提出したいと思ひます、此の一案に據りますと兩側は一米八十といふ事になつて居りますが、山口街から至榮街は南側は一米八十で賛成ですが北側を二米四十に修正を御願ひしたいと思ひます。其の理由はあの吾妻街は比較的に交通の頻繁な處であります。山口街より曙街に通じ旭街に出てすぐに天津神社、公園に通ずる道路でございます、比較的にあの道路は通行が頻繁であります。又過去に於きまして私の知る範圍内に於て吾妻街と電車道の兩側に於て相當重傷を負はれた方がございます。夫れで私の意見は北側を二米四十に修正訂正したいのでありまして北側の方は今の旭街の鐘紡のサービスステーション用地が残つて居ります、夫れと南の惠通會社、舊司令官々邸、大倉の横も建物を毀さずして擴張出来る、從て建築物を毀さずして比較的擴張しやすいのを理由として北側を二米四十にする、此の道路は先程申上げました様に今の議員中にも相當御承知と思ひますが、過去に於てあの道路が見通しが利かん爲めに重傷を負はれた方が相當あります、今申しました曙街に續き天津神社に續き相當交通が頻繁でございますからそつういふ風に一つ修正をお願いしたいと思ふのでありますどうか御賛成を願ひます

○議長（矢彦澤平司君） 金山さんの北側を……
○金山作次郎君 北側は二米四十、南側は現在の一米八十で結構です

○議長（矢彦澤平司君） 只今の金山議員の修正案に對して御賛成の方は御起立を願ひます（「はつきり仰言つて下さい、判りません」と呼ぶ者あり）
只今金山議員から最後の吾妻街の項の山口街から榮街の現在此の一米八十といふのを南側は原案通りとし、北側を二米四十に修正して頂きたい斯ういふ修正案です
別に民團では技術的に擧げて差支へなからうと云つて居られますが、修正案の二米四十といふ事に修正される事に御賛成の方は御起立願ひます

（少數起立）

少數でありますから否決と致します

○上田茂君 本問題は私も以前から再三當民會に於て希望を申上げて居りましたが、此の度擴張審査委員會に於て原案が決定されて見ます處最も適當に出来て居ると思ひます

先程から各議員諸君から熱心に討論されて居りますが本案に對して不賛成の方は殆んど見受けられない様に思ひます、相當論議されて居るようですから議事進行上此の邊で質問打ち切りをお願いしたいと思ひます

（「ヒヤ／＼」「賛成」といふ聲あり）

○議長（矢彦澤平司君） 如何でございますか、今上田議員から相當論議も盡したから質問打ち切つて可否を採決されては

（「讀會省略可決」といふ聲あり）

可決したら何かといふお話がありました但夫れでは之で讀會を省略致しまして本案可決決定します、皆さん御賛成と思ひましたから本案を可決確定致します

時間も段々切迫しましたが夫れでは五分間休憩致します

午後十時二十分休憩

午後十時二十五分再會

○議長（矢彦澤平司君） 着席

夫れでは引續いて開會致します、今度は

日程第三、土地建物買収及交換ノ件

之はお手許に差上げましたる議案に書いてございますから朗讀は省略させて頂きたいと思ひます、提案者に御説明願ひます

○民團長（白井忠三君） 登壇

本案は昨晚の協議會の席上御協議申上げて置きました様な次第でありまして、例の綜合ビル建築予定地でございますが、綜合ビル其のものの樹で居ります計劃を其の儘執行致します事になりますか、或は變更致します事になりますか今少しく研究の上軍當局と御相談の上決定致しますのであります、土地の交換といふ事に對しましては之迄の成行上此の際解決を致しませんと

(56)

(55)

(58)

(57)

昨年の八月以來買收の相談をして居りました地主、又交換をお願いして置きました領事館側に於
 きましたも何時迄も未解決の儘にして置くといふ事は非常にお困りであるといふ風な關係から綜
 合ビルの建築の問題とは切り離して此の土地の買収に付てのみ御協賛を得たいと思ひます

最近是一般會計の方から其の位の餘裕がありますので追加予算として提出してございすが夫れ
 に依つて御協賛を得たいと思ふのであります、只此の機會に一言申し上げたいと思ひますが一部
 の租界内の議論に民團が色々家を建てたり、土地を買つたり無益の収益を計る様な仕事をする事
 は民團本來の行政の性質から言つてずつと行き過ぎてゐやしないだらうか、斯ういふ御議論を熱
 ら／＼伺ふのであります、此の點は物の見方と申しますか、其の一方から収益をのみ計ると色々
 の御議論もありますが、民團が収益を計る仕事をするといふ事は何時も民團の財政を助ける爲め
 の、財源を涵養する爲の計畫でありまして單に營利を目的とした計畫は何時も無いのでありま
 す、そういう事を自治體がする事が本來の自治體の本質に叶ふものかといふ御議論もあると伺ひ
 ますが、之は私は當然民團の様な自治體が行ふのは當然だと考へます、内地の市町村に於て造林
 計劃、植林計劃を樹てる。又は市町村に於て瓦斯事業を市營にするとか電氣事業を市營にする
 といふ収益事業を自治體が造つて居る例は多々あるのであります。然も其の計畫が上手く當事者の
 お骨折に依つて効果を上げてゐるとして其の収益に依つて其の町なり市なり村なりの公費が其
 の収益に據つてそつくり支拂はれる、即ち公益事業の収益から一切の公費が支拂はれて其の村民

なり、町民なり、市民なりが別段施設の負擔をしないで町の仕事、市の仕事が圓滑に運ばれる時
 此の市町村こそ所謂模範市町村でありまして、内地でも二、三、そういう所が有る様に承はつて居
 りますが、民團といふ自治體が収益事業を行ふといふ事はどうも至當でないじやないかといふ御
 議論に對しては私としては御再考をお願いしたいのであります、昨晚も申上げました様に天津の民
 團は上海、青島の民團に比べてまして土木費の十數萬圓警備費の十數萬圓、合せて三十萬圓近い上
 海や青島の民團で負擔して居らないのを負擔して居りますに拘らず居留民各位の納税の負擔比例
 を申しますと、上海、青島に比べて三分の一乃至四分の一であります。如何して在留民各位は安
 い課税で済むかといふ事になりますと結局電燈事業及び百萬圓の團債で買ひました土地の貸下
 料、其の外埠頭の収益今日では収入が上つて居りませんが云つた風な特別の事業収入が民團に
 入ります爲め一般の取得課金とか營業課金とかは上海、青島の三分の一乃至四分の一で今日済む
 といふ事になつて居ります。斯かるが故に民團が確實で有利な仕事を經營して行くといふ事に對
 しては施政の本體から言つて何等差支ないと思ひます。此の土地を買ひ取るといふ事も昨晚申し
 ました様に綜合ビルといふものが現計劃の様に出來るか出來ないか判らないと餘計なものを買ふ
 といふ様な議論も生じるかも知れませんが、一方に於て領事館とのお約束もありますし、地主と
 のお約束もありまして今日目抜き場所を國有と交換をしまして民團有にして置く、之を有利に利
 用して民團の財源を涵養するといふ風に考へます時は是は充分御協賛を得られる事と考へるので

ありますが、尙御審議の上然る可く御協賛をお願い致します

○議長（矢澤澤平司君） 本案に對して御質問がございましたら何卒

○後藤藤郎君 此の官有土地の三筆の土地と明示されて居りますが、交換される三筆の土地の面積
 は何坪で、交換しようといふ土地と大體合致して居るかどうかといふ事を先づ以てお伺ひします
 ○民團長（白井忠三君） どうも茲に書き入れてありません事は申譯ありませんですが、一千何十坪
 少し、第二にありますが花園街の二十番地二十二番地二十四番地三筆より少し小さい旭街の方は地
 價が高い、領事館の後の方は地價が安い、坪数は殆んど同じである爲めに大分に餘計な土地を提
 供しなければ交換が出来ない譯であります、第三に示しました様に管外地に於て總領事館で御希
 望の土地を差額に匹敵する坪数の坪数を提供して交換をお願いする、斯ういふ事にしたい考へで
 居ります

○高木翔之助君 民團長に御質問致します

只今民團長の御意見に依りますと財源を涵養する爲めに土地、建物其の他を以て夫れに依つて將
 來民團の財政を豊かにするといふ御意見でありました、そうしますと將來出來る限りそういふも
 のを増やす事がよいと一貫して議論が成立します。最初の第一、議案であります處の周姓土地の拂
 下げ問題も財源涵養を計る見込から云へば収益の上る様な土地を賣るといふ事は前後其の間に矛
 盾撞著する様に思ひます。之は些か脱線の様であります但し何つて置きたいと思ひます

○民團長（白井忠三君） 一應御尤もの質問でございますが、先刻來申上げました様に何分、疵物で
 あります、疵の無い生娘であるならば寧ろ他家へ遣りたくない、疵物であるから何とか片附けた
 いといふのが周姓の土地の問題であります、官有土地の租界の目抜きの土地は何とかして是非買
 ひ受けたい斯ういふ考へで居ります

○小澤昇君 此の「土地建物買収及交換ノ件」は非常に結構なものであります斯ういふ最も重大な
 議案を本日出して夫れを直ぐ議決、協議するといふ事は非常に重大な事だと思ひます、新し
 く選ばれる參事會に諮問なさいます是非早く之を決めなければならぬといふ御事情でありま
 すならば尙年内に臨時民會をお開きになつても差支へ無いと思ひます、之を見て民團長の御説明
 だけで此の殊に半數の新しい議員の方が居られて直ぐにお呑み込みになるといふ事は相當難しい
 事だと思ひます、是は次の三月の民會にかけるか、そうでなければ先程申上げました様に臨時民
 會を又開いて之を更に協議するかしたいと思ひます、是は切に希望する次第であります

○土屋基男君 只今の小澤さんの御提案に私賛成でございます、夫れは私達白紙の状態で此の問題
 を考へますのに、交換しなければならぬ條件は前地主と領事館との約束が交換しなければなら
 ない主眼點になつて、土地の必要、不必要、公共施設の必要不必要、といふ様な主點が無い、單
 なる約束だつたか如何なる程度の約束だつたか、約束の此の土地を賣うといふ事は單なる將來の
 見通しも無い時に殊に他に大衆の福祉を増進すべき事業が多々あるに單に之を以て此の問題

を可決議する事は宜しくない、小澤さんの提案に賛成致します

○高木翔之助君 私議事進行に付きまして更に希望を申述べたいと思ひます
更に別の議案であります「居留民団立天津共立醫院改築費借入ノ件」本案でございます。是も只
今と同様趣旨に於きまして、同時に又多分に論議せらるべき内容と條件を持つて居る様に拜見致
します。依つて之も新に選出せらるべき参事會員に諮問せられて其の上で次の民會に改めて御提
案して頂きたいといふ事を民團長にお願ひ致します。(拍手)

○民團長(白井忠三君) 一應反對と申上げますと語弊がありますが一度御反省を願ふ意味に於て御
説明を申上げます

領事館との關係は新しい方にはお判りになりませんが、二年以來の懸案でありまして來月の十日
迄に交換の手續を済ませて本省に報告して來る様に領事館の方に言つて來て居るそうです、地主
の方は昨晩申上りました様に昨年の八月から買収の口約束をして今日迄引延ばして居ります此
の際買つて呉れないならば止めて呉れと斯う云ふのであります、是も一面から言へば御尤もな譯
で、約束はして置いたが金を拂ふのは一年経つても一年半経つても拂つて呉れない。引續ぐ當事
者としては困難であります、土地利用の目的が決まらないのに土地を買つても詰まらない、あの
場所の土地を、今民團は管外地に六萬坪の土地を持つて居りますが、初めあゝいふ事にしよう斯
ういふ事にしよう云つて買つたのではない、今度千坪ばかりの旭街も使ひ途は何にするか常識

上判斷すれば貸事務所なり、貸店なり利用し得る、計劃が伴つて居らん點に民會議員として土地
の買収に御異議があるのは御尤もであります、日本が租界の發展の爲め何萬坪の土地を買ひ
ます時一々此の土地を買つたならば學校を建てようとか、住宅を建てようとかいふ計劃なしに買
つて居りますそうする事が今日の民團の事情から申せば已むを得ない事と思ひます。綜合ビル計
劃は軍の熱烈な御希望の爲めに半分に三分の一になるか知りませんが、軍の方でも彼處へ
そいふものを建てる事は最も御賛成でありますから此の土地を買つたが使ひ途が無いといふ風
には斷じて考へられないと思ひます

次の共立病院の問題であります、之は實際何も只今御決議を頂かん來年の四月以降でなけれ
ば工事に取つかゝれない坊間に東拓の利息が高いと噂のある事を今日初めて聞きました、當事
者との間に何等か變な關係でもある様に思はれる事は當局者として遺憾に堪へないのであります
御非難の眞相を明らかにして御賛成をして頂きたい。只一つ延ばしてしまおうじやないかとい
ふ延期のお考へは延期の御理由がはつきりしないと思ひます。もう一應御一考願ひたいと存じま
す

○小澤昇君 只今の民團長のお言葉の私共は單に無意味で延期すると申上げたものではありません、
特に私は此の問題に付て些か研究もし、民團長より御諮問を仰ひた事もある關係上充分理由は判
つて居りまして充分賛成であります

先程も申上げました様に重大な問題を新しい方が多いのと、古い議員の方でも抜き打ち的に今晚
出されて賛同といふ事は研究しなければ充分な批判をする事が出来ないと思ひます

(「其の通り」と呼ぶ者あり)

之を批判するだけの余裕を與へて頂きたい、新しい参事會におかけになりました諮問して其の参
事會に於きましても重要なるものであり、緊急であるから臨時民會を開く可しといふ事でも
一向差支へ無いと思ひます

夫丈け重要性があるなら直ぐ臨時民會を開く可きであると信ずるのであります。で徒らに事重大
視するものではありませんが、新しい民會議員諸君各位、研究の足りない議員の方に充分に研究の
余地を與へるといふ意味でありますから審議して頂きたいと思ひます

○森川照太郎君 此の案は何れ現参事會にお諮りになるんだらうと思ひますが

(「ノウ」と呼ぶ者あり)

民團長に御伺ひ致しますが、此の案は参事會に今日迄お諮りになつて居ないのですか

○民團長(白井忠三君) 昨晩急に決まつたのだから綜合ビルの

○森川照太郎君 夫れは案は何時にしても出して夫れから研究する、何時提案される處の案も夫れで
相當の期間を置いて議案を配布してから研究して附議するのですからそう長く前に發表して置い
てといふ譯にはいかんのは此の案のみじやないと思ひます、何時も同じだらうと思ひます、故に

私は此の案を附議する事に賛成です

○後藤藤郎君 斯ういふ議席に於て是は配布されましたから審議の餘裕がないのであります、或は
誤つて居るかも知れませんが先程交換される處の官有地の面積と買収して交換すべき土地の面積
とが大體一致して居るといふ御説明をお聞き致しました、國有財産の移轉に於ては國有財産の面
積の増減といふ事が非常に問題になる譯であります、然して交換する處の土地の面積といふもの
に付きまして果して大藏省に於て承認するか、領事館の方で手續するかも知れませんが少なく
も大藏當局から地價の異つた同じ面積のものを與へるといふ事は不可能だと思ひます

交換する三筆といふ問題が全面的にとり得ないといふ事が御承知の上で遺つて居る、想像以外の
結果を來たしはせんかといふ事を考へます。本案は十六番議員(小澤昇君)の申された如く更に
次回の参事會に於て充分に御研究された上で臨時民會其他に於て論議されん事を希望致しま
す(拍手)

(「賛成」と呼ぶ者あり)

参考迄に申上げますが、國有財産の、政府は儲ける積りじや無いです高い處の面積でも僅か六分
の開き以上に開きを出さないといふ事になつて居りますから

○民團長(白井忠三君) 後藤議員の御注意は大變有難うございますが、先般來外務省の本省から河
村さんといふ技師もお見えになりました、土地も御覽になつて今いふ通り評價の不足支けを何坪

(68) にして管外地を受取るかといふ事も只机の上で書いたものでは無く、是は是と交換するといふ事になつて居ります、其の點は御心配は要らぬと思ひます ○土屋基男君 先刻の私の質問に對しまして、如何なる場合でも土地を買ふ時に其の計劃を前提として買ふといふ事は特にあの土地に據つて違ひます。無論私としましてはあの土地の利用價值今後の値上りといふ事は充分承知して居るのでございますが、此の交換の根本的の問題として之を交換する事は領事館に對する約束といふ事が主眼點になつて居るようでありますが、然し其の領事館は何故に、どういふ使ひ途の爲めに期限を切つてあの土地を利用しなければならぬかといふ點が明示されてゐない。萬一此の儘で交換を致しました場合何も知らない市民、大衆は一體民團は計劃もない土地に換へてそして土地を領事館方面に提供した、便宜を講じたといふ疑問を抱くのであります 先程の周の土地と同じ様に綜合ビルの引つ掛りの問題として領事館の義理立てをしなければならぬといふお話になつて居りますが、一般の觀念と致しまして此の際市民を納得させねばならぬ其の場合に若しも納得せず無條件で之を交換した場合は市民は一體民團といふものは市民の機關か、或は領事館に對する便宜上の機關であるかといふ様な疑問を抱きはしないかと言ふ事を憂ふるのであります。又領事館と致しましてもお約束の期限があるようでありますが、之を強ひて實行しなければならぬといふ理由があれば其の點も考慮しなければならぬ。私達は出来れば理由の附く限りはお互にスムーズに解したいと思ひますが、其の根本的な問題が不明瞭でありましてはつきりと茲に賛否を決するだけの知識を持たないので今迄の御説明だけでははつきりした賛否を決する譯には行かないのであります、是は十六番（小澤昇君）の御提案の如く一應次の機会に延ばされたら如何かと思ふのでございます ○民團長（白井忠三君）一つの前提から皆さんの頭は出来て居るようですが、此の何遍繰返して申上げての意味なさんと思ひますが最後に一言申上げて置きたいと存じます。私共の此の土地交換計劃は現參事會の各位の願書を外務省に出した時にお諮りして居りました交換といふ事が前提となつて居るのであります、其の交換といふ事が領事館に利益を與へて居留民に利益を與へないといふのは考へ方が違ふのでありまして、之は誠にやつて遺憾千萬な事でございまして、あの土地を民團が交換して貰ふといふ事は全居留民の爲めに結構な事を官が許容して頂ける事であります、是が領事館の爲めに民團が犠牲を拂つて居るといふ様な考へ方は實際の實状と殆んど相去つたものと思ひます。理論的に此の際參事會に諮つて出来たら急ぐなら直ぐ民會を招集したらよいだらうと思ひますが、時既に十二月十六日といふ日の大晦日を前にして民會を招集する事が果して居留民各位の御便宜でありませうか、到底出来ぬと思ひます、來年の十日過ぎで無いと臨時民會は開かれぬのであります。單に理論的にのみお走りになつて實情に即しない交換説を遺憾と考へます。是以上は申上げられせん	(67) ○後藤祿郎君 民團長にお尋ねしますが是の財源は配布されて居る豫算豫定を見ると歳入の追加が十三萬五千圓といふ増加でお買ひになるといふ豫定であります、本年度は三月月しかないので三月月の間に於て是だけ歳入が増加するといふ事は御確信がある譯でございませうか、斯ういふ問題は研究する必要がある、之を論ずる事は相當必要と思ひます、其の點を承りたいと思ひます即ち此の點に於て歳入の方に十三萬五千圓歳入に於て斯うした増加を示されたものと思ひます。果して是だけの歳入に確信がございませうか ○民團長（白井忠三君）固より歳入の方は確信がございまして、十三萬五千圓といふ數字に上ります事を非常に心配しましたのです、地主が要求したのは是だけですが、私は更に七千圓なり八千圓なり一萬圓なり負けさせる積りであります、概算夫交付のものが要るといふ事で御承知を願ひたい。夫れより少なくもまだ七、八千は負けさせようと思つて居るのであります ○後藤祿郎君 歳入の中に十三萬五千圓といふ歳入出が計上されて居るようでありますが、假りに此の第二項の不動産取得三萬圓といふ事は所謂過去に於ける豫算額に於て相當の余りが生じて居る是から將來の三月月間に於て収入が出来る豫定でありますか、此の點も何はんと直ちに本案に御賛成が出来ぬと思ひます ○民團長（白井忠三君）御尤もな御心配ですが、今日迄の自然増収其の他が三十萬近くになつて居ります、是から先に入つて来るものを當にして居る豫算編成ではないのであります、其の點は一
(70) 向御心配なく余裕があるのでございますから ○横山金吾君 若し此の案が否決された場合に於て民團は此の支那人の地主又領事館に對して、まあ領事館にはしないですが、支那人の地主に何か少し物的の損害、若しくは否決されたから取消すといふ其の挨拶だけで宜しいんせうか ○民團長（白井忠三君）無論物的損害は何にもありません、只御承知の如く租界内の土地が自由に仲々得られません、領事館の電話局の後の土地ですから館員の官舎にお建てになるに最も便利な土地であるからあれを欲しいといふので本省に買ひ取る豫算を請求された結果、民團の方でも旭街の土地が欲しいので交換したらよいじやないかといふのが昨年來の問題で新規の議員として御出席の方は御存知ないかも知れません。民團當局としては昨日今日に突然起つた問題でも何でも無いのであります ○高木翔之助君 動議を提出したいと思ひます。本案は私一人としまして更に多分に民團當局の意見を伺はねばならぬといふ實感を持つて居ります。先輩議員多々有り、又同時に一年生の議員も多々あるのであります。其の一年生議員といふものは誠に古い事は判つて居らないので良心を以て居留民の幸福の爲め充分に研究して賛否を表示する責任を三萬居留民に對して負うて居ります故に此の案はもう一つの「共立醫院ノ改築費借入レノ件」兩案と本席撤回されん事を希望するといふ動議であります	(69) ○後藤祿郎君 民團長にお尋ねしますが是の財源は配布されて居る豫算豫定を見ると歳入の追加が十三萬五千圓といふ増加でお買ひになるといふ豫定であります、本年度は三月月しかないので三月月の間に於て是だけ歳入が増加するといふ事は御確信がある譯でございませうか、斯ういふ問題は研究する必要がある、之を論ずる事は相當必要と思ひます、其の點を承りたいと思ひます即ち此の點に於て歳入の方に十三萬五千圓歳入に於て斯うした増加を示されたものと思ひます。果して是だけの歳入に確信がございませうか ○民團長（白井忠三君）固より歳入の方は確信がございまして、十三萬五千圓といふ數字に上ります事を非常に心配しましたのです、地主が要求したのは是だけですが、私は更に七千圓なり八千圓なり一萬圓なり負けさせる積りであります、概算夫交付のものが要るといふ事で御承知を願ひたい。夫れより少なくもまだ七、八千は負けさせようと思つて居るのであります ○後藤祿郎君 歳入の中に十三萬五千圓といふ歳入出が計上されて居るようでありますが、假りに此の第二項の不動産取得三萬圓といふ事は所謂過去に於ける豫算額に於て相當の余りが生じて居る是から將來の三月月間に於て収入が出来る豫定でありますか、此の點も何はんと直ちに本案に御賛成が出来ぬと思ひます ○民團長（白井忠三君）御尤もな御心配ですが、今日迄の自然増収其の他が三十萬近くになつて居ります、是から先に入つて来るものを當にして居る豫算編成ではないのであります、其の點は一

ないので、得心が行く迄其の點を明白にして頂きたいと存じます

○民團長（白井忠三君） 昨晩申上げました様に綜合ビルの軍特務部のお考へは旭街にそう大きな物を建てた場合新市街計劃に影響があつては困る。新市街の方に建てて呉れないかと斯ういふお話でありました爲め一應從來の綜合ビル計劃案を撤回致しましたが、無論私は只今の綜合ビルの計劃其の物は斯ういふ軍のお話ですから出来難いかも知れませんが三分一のもの其處に建てるといふ事は充分出来る事だと思ひます。其の旭街の角を第一階を商店にし二階、三階をオフィスにした三階建のビルを建てる、今土地が何坪で建築費が幾らかゝつて幾ら家賃が取れるといふ事は判りませんが、常識的に考へて明年度に於て具體案が出来ると思ひます。十三萬圓の金は從て一應一般會計から拂ひますが、其の計劃が出来れば東折からの借款の中で拂ひます明年度以降の一般會計に何等の重壓を加へるものでありません。度々お話の申した學校經營の臨時費がビルを建てる爲めに借金した爲め困るじやないか、學校建築費の借款と金儲のビルの借款はビルの借款が出来たらと言つて學校建築費の借款の方法は全然別種の考への下に當局としては交換して居るのでありまして、其の方に影響あるといふ事は御疑念下さらんでも宜しいと思ひます

(75)

(76)

○山田榮治君 今の御説明で尙此の案の不備な點を申上げます。第一にそういふ假に三階、四階の貸ビルを使用の目的が明かになつた以上其の案を附けてお出しなれば審議する事も出来るが、

何に使ふか明示せずして外務省の土地と交換して置いたら將來よからうといふものに對しては我々職責上審議出来ないといふのです。今申す様利用の目的を本案に附けて御提案になれば我々喜んで賛成致します

○土屋基男君 私は先程本案の一時研究の爲め延期といふ事を申上げましたが、先程來からの質問應答を考へて見ますに此の問題は土地の利用如何んといふ事よりも其の前の此の土地の交換といふ事に付ては損得といふ事の問題よりも寧ろ今迄の御關係上如何にして交換をしなければならぬといふ點にあるのだと思ひます、そうするなら結局十日間延ばしたからとて其の今迄の御關係は依然として存続するものでありまして土地の利用といふものは仲々出来るもので無いと思ひます。今迄の關係上如何してもと仰言つてもう少しお話下さるならば私達は敢へて此の問題を何時迄も延期しようといふのではございません

先程來其の點を民團長の御説明がはつきりしませんのでお願い致したのでありますが、もう少し其の點をお話下さつて已むを得ないといふ事になれば、利用價值如何んといふ事よりも事實の問題に付て先づ此の問題を可決するといふ事になるのじやないかと思ひますが、如何でございませうか

○民團長（白井忠三君） 多少言葉の足らん點もあつてお判りにならん様でございましたが全く事情は甚だ差迫つて居ります。第一に買取りまする花園街の三筆の土地は半分を電々會社に賣りまして

て其の半分を民團が買うんだから待つて居れ、現在御承知の通り一坪百圓以上でも賣買されるのでありますが民團が口約して居る爲め八十五圓といふ單價を抑へて今迄引つ張つて來ました、今度は拂つて遣らなければ此の上待つて呉れといふ事は私の顔としても言ひようが無いのでありまして、止めにしまして買はん事になりますと領事館の方は非常に困りてございまして、領事館の直ぐ後に決定した今の電々會社の土地全部が領事館で要るが昨年の事變と共に電話局に適當な土地が無いから半分だけ電話局に使はして呉れ、半分買上げて残り半分を私の方で買ふ約束をして居るのであります。夫れを買つて夫を領事館の方に提供致します土地の代りに旭街の土地を此方に頂く交換條件で、理論的に仰言れば旭街の土地の計劃が決まらないのに民會議員が賛成する譯に行かんといふ山田議員の御議論も全く尤もだと思ひますが、以心傳心の御諒解であの角の必要な土地を買つて何にするか判らん。だから斯ういふ風なものになり得べきものであるといふ此の點に御諒解を得て、此の際終りも終り年末でありますから誰方も御無理な事だらうと思ひます。今晚參事會員の選舉を終られて明日、明後日早速參事會を開いて暮の廿七日とか廿八日とかいふ日に民會を開く事は御迷惑であります、來年に跨つて行きますと十日過ぎといふ事で色々計劃に差支へが起る譯でございまして、理論は理論としまして一つ事情を十二分に御諒承願ひたいと思ひます

(77)

○早瀬精一君 然らば領事館は隣接土地で必要欠くべからざる土地であるから此方が買つて大分儲けてお渡し出来るのですか、買つた値段でお渡しするんですか

(78)

(79)

○民團長（白井忠三君） 地價の點ですが、夫れは余り突込まれると領事館の人を置いて非常に困るのでが議案に書いてあります通り實は旭街の土地も民團の土地課金を課して居る公定地價を標準にして地價に引き直すといふ事になりますと、此處で斯う云つてお話をすると會計課の方から改めてそんな事はいかんといふはれるかも知れんが、民團は公定地價で交換をお願いすると斯ういふ建前にして居ります。決して民團は損をする様な事は至さん積りであります

○池原義見君 先程來から種々お話を承はつて居りますと、土地を換へるといふ事に付しましては其の土地を何に使おうと大體民團としては損は無い。昨夜のお話に似た様な計劃もある。議場の空氣を和やかにして交換をするといふ事にして頂ければ不賛成は無いようですが、先程來から民團長さんのお話を伺ひますと民團當局としては突如として起つた問題でなく一年乃至一年半前からの問題の様に聞いて居ります。然らば今日迄の民會なり參事會なりに此の問題を民團長がお諮りになられたかどうか、我々としては今晚突如として議題が表はれましたので議員諸君の中には此の新しい議員の審議權を多少束縛して居るんじやないかといふ感情があるのじやないかと思ひます。民團長に御伺ひしたいのは從來の民會に對し參事會に對しどういふ方法を探つて居られたか、一言御伺ひしたいと思ひます

○民團長（白井忠三君） 一寸はつきりした日を記憶して居りませんが綜合ビルを建てようといふ下話が起つて正式の形に決定參事會にお諮りしましたのは確か十月の初めであります。今の土

池の交換のお願いと、爲替管理を緩和して頂くといふ事と、鐵材の使用を商工省に許して頂く斯う云つた事を總領事に願書を出しました。出す出さないに付てお諮りしたのは十月初め頃と思ひますが、夫れが正式に参事會にお諮りしたのであります。下話の起つたのは本年の春頃だつたと思ひます

○議長（矢彦澤平司君） 大分御熱心に御討議下さいまして議案の内容も判明致しましたし、時間も切迫しましたから此の邊で以て讀會省略して可否を採決したら如何かと思ひます。（一同賛成と呼ぶ）

夫れでは可否を採決致しますから本議案に賛成の方は御起立を願ひます

多數と認めましたから之を以て本案は可決確定致します

次いで其の次の議案に移ります

日程第四、居留民団立天津共立醫院改築費借入ノ件

是は相當長いのでお手許の議案で拜見して頂く事にして朗讀を廢止させて頂きます、三頁と云ひますか五頁と云ひますか、歳入の部科目第一款醫療收入が、六十萬七千圓になつて居りますか六十萬一千の誤りでありますから御訂正願ひます

○民團長（白井忠三君） 登壇

是も昨晚の協議會で一應申上げて置きましたが、實際此の金をかけて工事に掛りますのは來年の四月以降でございます。來年三月の通常民會に議案としてお諮りしても遅くは無いのであります。只綜合ビルの二百萬圓是と合はせて二百六十萬圓を投ずると斯う申しましたが、綜合ビルは恐らく此處二、三ヶ月お話が停頓すると思ひます、一部一百萬圓とか七十萬圓とか部分的のお話も成り立つかも知れませんが、病院のお話も東拓の安川總裁が任期満了で更迭されるかも知れないといふお話があります。下話は出来たが契約しない中に幹部が變つて、所謂來年の借入の相談をする時はどつちいお話が後戻りするといふ事になつては困りますので提案致しました次第で御賛成出来れば早速東拓との借入交渉を此の際に進めたい、斯ういふ考へであります。處で先刻も一寸申上げましたが、年利六分五厘といふのは現在の低金利の際に一寸高過ぎはしないかといふ御非難のある事を聞きました。一般の金利から言つて御尤もな御非難でございますけれども之は三年据置の十五年賦といふ様な極めて長期な年賦であります。現在民團が借金して居りますのが私共の住んで居りますあの住吉街のアパートで、銀の借金であります爲め年利八分でございます、今は金銀同じであるから政府と同様六分五厘位にして呉れと云つて居りますが、銀行の御承認が得られないのでございます。最近に借りましたのが確か住吉街のグラウンド一帯のアパート——四十五萬圓であります是は七ヶ年の期限で六分五厘であります。そうしますといふと据置三年合はせ

て十八ヶ年になる。六分五厘といふ金利は東拓が相當に勉強して居るものと私は考へるのであります

まして利息が高過ぎると考へるべきもので無いと思ひます。東拓の方の説明に依りますと大體東拓が社債を起しますのは三年据置の九年償還十二ヶ年でございまして。民團が十五ヶ年で貸して呉れといふのは九年後の六ヶ年間今の様な理由で社債が起せるか、起せんかどうかと考へると實は困ります。然し東拓としても此の際北支に於ける發展といふ意味から力を入れて見たいから大體六分五厘に初めなつて居りましたが、本社の方はもう二、三厘上げて呉れといふお話でした。銀行、會社では六分五厘は高い、六分でも借入れるといふお話でしたが、是は今私が銀行から借りて居りますアパートは四十五萬圓の六分五厘、之を六分にして交渉は致しますけれども今東拓の六分五厘が非常に高いから之を止めて銀行から六分で借りるやうな事はそう夜の商人の様な事は出来ませんので是は六分五厘利率といふ事で御承認の上で契約を決めたいと思ひます何卒宜敷御審議願ひます

○山田榮治君 民團長に御伺ひ致しますが、借入れる事より共立醫院を改築するといふ案が確定しないのに借金の方だけ決められるといふ事は間違つて居りませんか

○民團長（白井忠三君） どつちが先でせうか、金が借りられるといふ事になつてから改築するのと改築を先に決めるのとどつちが先でせうか

○山田榮治君 是は當然借りるといふ事は改築するといふ事に伴ふ問題であります。借りるか自分の財源を以て造るか、民團當局の借入の件を上提されるに先立つて共立醫院を新築するといふ案を御決定になつて民團の現在の財源では新築出来ないから借入れるといふのが順序で、まだ新築するのせんか判らないのに其の資金として借入られるのは順序が轉倒して居る。是こそ御撤回になつて参事會で諮り、通常民會で提出されたら宜しい、夫程急ぐ事でも無いのでありますから

○志村正三君 本問題に付ては先程山田議員の仰言つた様に参事會に於ては來年の三月の通常民會に出すといふので撤回したもので、こいつを昨日急に本日出すといふお話でした、私は病院の關係の事に付ては相當の意見を持つて居ります。斯ういふものを此處で急に審議するといふ事は非常に手間取る事でありまして、又此の豫算を過去に於ける共益會時代の豫算と比へまして非常に杜撰なる感があるのであります。斯ういふ風な杜撰なものを以て總てのものを決して之に據つて重大な此の問題を決するといふ事は甚だ遺憾に存じます一言私は申して置きますが此の病院の經營といふ事は大きくは大きくなる程經營が困難であるのは病院經營の常識であります。何處からも援助無くして六十萬の豫算を以て收支償ふ事は素人が造つたものと私は思ふのでございまして。特に月五千萬以上の償還金を病院が負擔して行くといふ事は非常に困難でありまして、是が、皆患者の頭にかゝるといふ事も考へなければならぬ。患者に満足と與へるのには本義であります。皆患者の頭にかゝる事此の公共團體の經營する處の病院の方針として最も誤つて居ると思ひます。此の點に付ては少なくとも民團に於て相當の補償をして居留民に満足とさせる。然る後に

(84) 公共病院の外に營利的の病院を建設するのならば敢へて斯ういふ公共團體が營利的の病院を經營する必要等無い、此の情勢に即して内地からもつと一立派な醫者が來て居留民の幸福といふ事を土台として考へなければ民國が斯ういふ事を全くの素人の考へた様な斯ういふ案で新築するといふ事は甚だ憂う可き事であります 將來に對する民國の痛は共立病院に因るといふ條件に於て必ず起るといふ事は私は斷言して憚ら無い。此の意味に於て本案に關しては尙相當の研究の余地を與へられて頂きたい。民國長も責任が有ると思ひます又民會議員醫師出身の我々の責任としてももう少し共立病院の當事者の現在の狀態を比較、研究して能く論議した上で之に對して御賛成をしたいと思ひます ○早瀬精一君 民國長のお話を伺つて居りますと借りて置かんと先になると駄目になる様な借金の好きなお話の様ですが、半年先、三ヶ月先、四ヶ月先はどうなるか判りませんよ。借金の取組だけは民國として止めて欲しい。大喧嘩を控へて……今銀行との交渉なら東拓は四月過ぎであります。來年の金なら今から借りて利子を……利息を拂つて逃がし等しません ○後藤岩男君 此の病院の新設といふ問題は居留民が最近の様に非常なる勢ひで增へて來て居る時然も天津には色々な獨特の惡質の傳染病があると言つた時に於て居留民の保健上から言ひまして病院の新築乃至は改革といふ問題は居留民が口に出して言はないでも最も痛切に考へて居る問題じやないかと思ふのであります。其の意味に於て此の病院の新築としては……としては賛成でございます 只其處に問題となりますのは此の病院の今民國長からお話ございました處の資金の調達をどうするかといふ點を主點と致しまして、其の事をもう少し充分に考へて見まさんと之を此の席上に於て採決すべきものであるか、或は審議保留すべきであるかといふ事が私最近民會議員として出ました關係で判らないのでございます、今も此の案を審議保留するといふ御意見も他の議員からもございましたが、私と致しましては今民國長からお話のありました様な條件をもう一回御説明願ひたいと思ふのであります、と言ひますのは其の内で今大體振り返つて考へて見ます時に利率の問題と償還方法の問題と借下げの問題此の三つの問題になるだらうと思ふのであります。今民國長のお話に依りますと六分五厘乃至は六分二、三厘、一、三厘で高くなるかも知れんといふお話を伺つたのであります、是で見ますと六分五厘以内と私は見て居るのであります。六分五厘の程度であります、民國長の今お話がございましたが荷くも今後の明朗北支の天津の居留民團と致しましては居留民團の團債は日本國內の一流の乃至は二流の市債と同じじやないかと思ひます、現在日本では此の公債は免も角も市債乃至社債の程度は非常に安いといふ事を聞いて居るのであります、一流社債の如きは四分三厘、四分五厘の利廻りで募集されて居るといふ状態であります。其の意味から致しまして償還年限が長いので其の間に利率がどういふ風に變つて來るか判らんといふ懸念はありまして、天津の團債と致しまして募集する以上は六分五厘以内といふ事に決めて頂きたいと思ふのであります。今の民國長のお話に二、三厘高くなるかも知	(83) れないと思ひますが、議案と民國長のお話と喰ひ違つて居るのじやないかと思ひます。償還方法でございすが、之に見ますとどうも定額を償還するか、臨時に償還するかそいふ事も明白になつて居りませんが恐らく定額償還せられるのじや無いかと思ひます 夫れから東拓借下げでございすが、東拓からお借りになる様なお話ですが、其の経過を一應念の爲めどういふ経緯で借る様になつたか、一應説明されて頂けたら結構だと存じます ○民國長（白井忠三君） お答へ申し上げます 利率の問題をもう二、三厘と申ししたのは本社の方から支店の方に七分迄上げて貰へんかといふお話でした。私甚だ遺憾であります六分以上は困る。現に議案に六分五厘として出してるから無論借りる場合は二、三厘上げて呉れといふ事を要求するかも知れませんが、償還の方法は是は六分五厘以内と思ひます。ですから六分五厘でも恐らく今の状態では償還の方法は元利均等償還といふ事で利息を加へましたものを初めの一年から十五年間同じ額を毎年拂つて行く斯ういふ事にして居ります 先刻志村議員の御意見もありましたが、民國立の病院として民國は病院で金儲けをするといふ様な考へを持つべきものでありませんが、現在病人の數が多くなりまして入院の希望者があつても部屋が無くて入院させられないといふのが毎日相當あるのであります、斯ういふ連中を收容し得る程度に擴張すれば現在よりは三倍位の入院患者を收容し得る計劃になつて居ります。其の結果今では共立病院は建物に償還金毎年二千五百圓、是が約三倍の入院患者を入れる事になりますと、月額二百圓の月賦償還は可能である、議案の最後にくつつけてあります参考議案でありましたが、或は此の點專門家が御覽になれば何か少し疑念とされる處があつたか、私は病院當局の考へを聞きまして茲に案を出しましたのはその根據の無い數字でなく行くと斯う考へて居ります。民國債の利率を下げるといふ今の御意見は誠に御尤もな話でございますが、現に只今申上げました様に私共の入つて居りますアパートの團債は年八分であり、最近に借りましたアパートの團債が六分五厘でございます。夫れでありまして期限は五年の七年のと極めて短い、一般會計から毎家賃の收入に加へて銀行に返さなければ返せんといふ状態になつて居りますもう少し之を何とかして長期の社債、團債に借り換へて教育費に困難して居ります今日、借家を建てて借家の借金の辦済に一般會計から金を出す事を止めたい、現在の民國の狀態から見まして長期の團債に六分五厘、十八年と東拓が出して呉れる事は東拓としては相當の厚意を持つて下さると私は考へて居ります ○菊地新一君 私此の配布されました議案に付て考へますのに、少なくとも六十五萬といふ金額を僅か一晚の配布議案にのせるといふ斯ういふ状態では不親切では無いかと考へられます。此の案は我參事會に於て討議されて居らないといふお話を伺ひました。のみならず斯う云つた内容の詳
--	--

(86) れないと思ひますが、議案と民國長のお話と喰ひ違つて居るのじやないかと思ひます。償還方法でございすが、之に見ますとどうも定額を償還するか、臨時に償還するかそいふ事も明白になつて居りませんが恐らく定額償還せられるのじや無いかと思ひます 夫れから東拓借下げでございすが、東拓からお借りになる様なお話ですが、其の経過を一應念の爲めどういふ経緯で借る様になつたか、一應説明されて頂けたら結構だと存じます ○民國長（白井忠三君） お答へ申し上げます 利率の問題をもう二、三厘と申ししたのは本社の方から支店の方に七分迄上げて貰へんかといふお話でした。私甚だ遺憾であります六分以上は困る。現に議案に六分五厘として出してるから無論借りる場合は二、三厘上げて呉れといふ事を要求するかも知れませんが、償還の方法は是は六分五厘以内と思ひます。ですから六分五厘でも恐らく今の状態では償還の方法は元利均等償還といふ事で利息を加へましたものを初めの一年から十五年間同じ額を毎年拂つて行く斯ういふ事にして居ります 先刻志村議員の御意見もありましたが、民國立の病院として民國は病院で金儲けをするといふ様な考へを持つべきものでありませんが、現在病人の數が多くなりまして入院の希望者があつても部屋が無くて入院させられないといふのが毎日相當あるのであります、斯ういふ連中を收容し得る程度に擴張すれば現在よりは三倍位の入院患者を收容し得る計劃になつて居ります。其の結果今では共立病院は建物に償還金毎年二千五百圓、是が約三倍の入院患者を入れる事になりますと、月額二百圓の月賦償還は可能である、議案の最後にくつつけてあります参考議案でありましたが、或は此の點專門家が御覽になれば何か少し疑念とされる處があつたか、私は病院當局の考へを聞きまして茲に案を出しましたのはその根據の無い數字でなく行くと斯う考へて居ります。民國債の利率を下げるといふ今の御意見は誠に御尤もな話でございますが、現に只今申上げました様に私共の入つて居りますアパートの團債は年八分であり、最近に借りましたアパートの團債が六分五厘でございます。夫れでありまして期限は五年の七年のと極めて短い、一般會計から毎家賃の收入に加へて銀行に返さなければ返せんといふ状態になつて居りますもう少し之を何とかして長期の社債、團債に借り換へて教育費に困難して居ります今日、借家を建てて借家の借金の辦済に一般會計から金を出す事を止めたい、現在の民國の狀態から見まして長期の團債に六分五厘、十八年と東拓が出して呉れる事は東拓としては相當の厚意を持つて下さると私は考へて居ります ○菊地新一君 私此の配布されました議案に付て考へますのに、少なくとも六十五萬といふ金額を僅か一晚の配布議案にのせるといふ斯ういふ状態では不親切では無いかと考へられます。此の案は我參事會に於て討議されて居らないといふお話を伺ひました。のみならず斯う云つた内容の詳	(85) れないと思ひますが、議案と民國長のお話と喰ひ違つて居るのじやないかと思ひます。償還方法でございすが、之に見ますとどうも定額を償還するか、臨時に償還するかそいふ事も明白になつて居りませんが恐らく定額償還せられるのじや無いかと思ひます 夫れから東拓借下げでございすが、東拓からお借りになる様なお話ですが、其の経過を一應念の爲めどういふ経緯で借る様になつたか、一應説明されて頂けたら結構だと存じます ○民國長（白井忠三君） お答へ申し上げます 利率の問題をもう二、三厘と申ししたのは本社の方から支店の方に七分迄上げて貰へんかといふお話でした。私甚だ遺憾であります六分以上は困る。現に議案に六分五厘として出してるから無論借りる場合は二、三厘上げて呉れといふ事を要求するかも知れませんが、償還の方法は是は六分五厘以内と思ひます。ですから六分五厘でも恐らく今の状態では償還の方法は元利均等償還といふ事で利息を加へましたものを初めの一年から十五年間同じ額を毎年拂つて行く斯ういふ事にして居ります 先刻志村議員の御意見もありましたが、民國立の病院として民國は病院で金儲けをするといふ様な考へを持つべきものでありませんが、現在病人の數が多くなりまして入院の希望者があつても部屋が無くて入院させられないといふのが毎日相當あるのであります、斯ういふ連中を收容し得る程度に擴張すれば現在よりは三倍位の入院患者を收容し得る計劃になつて居ります。其の結果今では共立病院は建物に償還金毎年二千五百圓、是が約三倍の入院患者を入れる事になりますと、月額二百圓の月賦償還は可能である、議案の最後にくつつけてあります参考議案でありましたが、或は此の點專門家が御覽になれば何か少し疑念とされる處があつたか、私は病院當局の考へを聞きまして茲に案を出しましたのはその根據の無い數字でなく行くと斯う考へて居ります。民國債の利率を下げるといふ今の御意見は誠に御尤もな話でございますが、現に只今申上げました様に私共の入つて居りますアパートの團債は年八分であり、最近に借りましたアパートの團債が六分五厘でございます。夫れでありまして期限は五年の七年のと極めて短い、一般會計から毎家賃の收入に加へて銀行に返さなければ返せんといふ状態になつて居りますもう少し之を何とかして長期の社債、團債に借り換へて教育費に困難して居ります今日、借家を建てて借家の借金の辦済に一般會計から金を出す事を止めたい、現在の民國の狀態から見まして長期の團債に六分五厘、十八年と東拓が出して呉れる事は東拓としては相當の厚意を持つて下さると私は考へて居ります ○菊地新一君 私此の配布されました議案に付て考へますのに、少なくとも六十五萬といふ金額を僅か一晚の配布議案にのせるといふ斯ういふ状態では不親切では無いかと考へられます。此の案は我參事會に於て討議されて居らないといふお話を伺ひました。のみならず斯う云つた内容の詳
--	--

(88)

(87)

しい御説明もなく、民團長のお話なさる事は借入れの利息のお話ばかりで、斯ういふ設備だから六十五萬圓の豫算がかゝり建築費がかゝるといふお話は一向ありません。私が斯ういふ風な關係に携つて居る以上此の案を慎重審議して頂きたいと思ひます。今晚の民會にかけないでも宜しい四月の通常民會にかけても宜しいといふ御意思があるならば今晚御撤回になつても少し我々議員に研究の餘地を與へて欲しい、是が第一條件、希望條件としまして述べたいと申します事は、此の共立病院を改築致します前にもう少し我々居留民として考へなければならぬと思ひます。先刻志村議員も申上げられましたが團立共立病院といふものは營利的病院と考へて差支へないと思ひます。斯ういふ營利的の病院を建てる前に何故療病院、避病院を完備せんかといふのは私の持論であります。選挙の前の審査會にも申上げました通り今年の夏の流行病蔓延状態に付て考へます時甚だ以て防疫上に於て寒心に堪へない事があります、何故かと申しますとあの當時毎日虎列拉が發生致しました。強制的に避病院に收容しなければならぬといふ場合に大事な病人の收容に困難を感じたといふ事を聞いて居るのであります、之を聞きます時に只今避病院といふものは極く小規模乍ら出来てゐるのでありますが、民團長の頭にあるならば斯うした病院の必要といふ事は患者の發生といふ事が激増するといふ信念の下に斯ういふ風な案を樹てられたと思ふのであります、然らば患者も租界の居留民の増へるに従ひまして必ずや流行病も起ると見て差支へ無いのであります。斯ういふ場合に現在の如き避病院に於て來るべき色々の流行病、虎列拉等が流行つて参りますと收容しなければならぬ、現在の避病院の狹隘を感じました場合收容手落ちになりはしないか、尊い生命を失ふといふ事は患者に申譯がありませうか、斯うした營利的病院を造る前に法を以て強制的に收容しなければならぬ避病院を建てて其の後に營利的病院を改築する事が希望條件でありますが、私は總括的には反對しませんが共立病院は時期尚早と考へます。もう少し我々民會議員に對し内容の檢討に餘地を與へて頂きたい。最早や十時に垂々として居りますから此の儘一應撤回になりまして次の通常民會に御提出になつて研究の餘地を與へられん事を希望致します。

○横山金吾君 時間が遅いから簡単に申し述べます。誰も病院が天津に必要な事は異存が無いと思ひます。山田議員が言はれた様には矢張り病院の規模とか大きさとかに付て議員諸氏にもお考へがあると思ふのでありますから夫れが決まつて後に財源をどうするかといふ事を決めるのが當然だと考へます。私は本案は一應撤回保留するといふ修正動議を出します。

希望としては此の案の病院の規模とか六十五萬圓の収支の豫算は出て居りますが、何にも説明がございませぬ、一應撤回して次の臨時會なり通常民會なりに御提案して下さい。(拍手)

○木下秀良君 私も一應撤回して此の次の三月の本民會に出される事を賛成する人間であります、もう一つ希望を申し述べて置きます。此の豫算を見ますと如何にも營利的の豫算になつて居る。金を借りる爲めには儲かるのだから金を出せといふ。病院といふものを團立で經營するのを

(90)

(89)

補助金を出してこそ然る可きでそんなに儲けるものでありません。他に何か事情があつて儲ける爲めの豫算を掲げば貸さん迄もない。然し是は是としてももう少し豫算を見ますと治療設備に何等研究してゐないと思ひます。段々人が増へるに従て治療患者が増へる事と思ひます。夫れで元來私は療病院に傳染病患者を收容し一方に實費診療を附屬させて尙且つ學校醫迄兼務させる是は非常に誤つた考へだと思ひます。片方に於て傳染病患者、外來患者其の醫者が學校衛生を掌つて子供を診る、危険至極の事でありまして、是は度々議論になつた事でございます。此の度共立病院を共益會からするべつたりに民團に來た譯でありまして、改築なさる意味に於て總ての醫療機關といふものを統制なさつたら如何ですか。療病院は避病院として、學校醫は學校醫として專屬せしむる、居留民が増へて儲かに入院患者が増へて居るのだから孰れも必要であるのであります、必要であるのだから同じするのなら六十五萬圓借りないでもう少し大きな予算を樹てて防疫の方面を確立される、居留民一般の便宜の爲めに有料の病院を考慮される、貧困者のは實費を以て綜合ビルでは無いが綜合病院式のもの建てたらどうか、夫れに對しては六十五萬圓位の豫算を以て建てる、病院で稼いでといふ様な奇氣な考へを持つて居つたんでは(拍手) 租界民の衛生設備の増進といふ事にはならぬと思ふのです。現在病人が非常に多いのであります、結核病に對しても一つも防疫設備が出来て居らん、結核豫防こそ將來國民の體位を増進する上に於て必要な事でありまして。現在所謂結核豫防といふものを何等考へてゐない、學校の子供に太陽燈をする、青い注射のヤトコンをする、肝油を飲ます、子供にそんなにしても家の中に結核患者がゐては仕方がない、家の病人は構はんで家の子供ばかりやれ注射、太陽燈、肝油を飲ます、是は本末を誤つて居ると思ひます。甚だ他事に耳りましたが、要するに病院を建てるならば傳染病院は傳染病院、營利病院は營利病院、而して夫れに付て實費診療所――療病院、學校衛生は學校衛生で自治行政の獨立を是非願ひしたいと思ひます。前に前田君にもお話しましたが、前田君は醫者の知識があるからピンと來るかと思つてもどうもはつきりした返事が得られない、前の民會でいふ時期がなかつたので此の際云つておきますが、此の予算は甚だ杜撰だと思ひます。早く金を借りて建てるといふ事は一應撤回なすつて、自治行政の獨立といふ事の予算を採るか、一部として……共立病院を出しつばなしには醫者として民會議員となつて居る以上租界自治行政に對して文句が言ひたくなる。誠に時間が遅くなつて諸氏に相濟まんと思ひますが

○金山作次郎君 先刻來各議員から熱心な御意見を伺ひました。又先程横山議員の仰言つた様に一應撤回願つて、民團に於て委員會を組織されて、議員の中にも専門家も居られるんだから其の委員會にかけられた後に次の民會に提出するといふ風にして考慮されん事を希望するのであります。

○民團長(白井忠三君) 兎角どうも議案を撤回といふ方が多くて……撤回しても宜しうございしますが、余りにも、何と言ひますか、如何に今度民會議員諸君が半数以上新しい方とは言へ

困ります。此の共立病院の改築といふ事は此の前の明石街の二十四番地武徳殿に最初共立病院の改築地に買ふといふ案であつたのが、参事會に於きまして今度改築するんならあんな八百坪ばかりでなく、丁度發電所を打ち毀しになるんだから一千五百坪でも狭いようであります。彼處に建ようといふ事で此の建築案が當時六十萬圓になります。か七十五萬圓になります。か五十萬圓になります。か其の點は決まつて居りませんが、何月になるか存じませんが、前臨時民會で明石街二十四番地の土地を買ふ事に決まつて居ります。六十五萬圓は内譯がないので杜撰だと思ひますが、建築費であります。土地代は入りません。煉瓦がなんぼセメントが何種要るといふ事は決まつて居りませんが、坪數幾らといふ大體の計劃は樹てて居ります。予算の收支が杜撰だといふ木下君のお叱言ですが、かけ引きも何んもありません、現在の共立病院の二千五百圓毎月月賦金を拂つて居ります。藥代も診察料ももつと安くして貰つてといふ風な方法で、現在の共立病院の狀態で二千五百圓の月賦金を拂つて居ります。無暗に安くし破額な事をすると街のお醫者さん達に重大な影響を與へると思ひますので、そう云つた事は民團としては利巧でなく病室が三倍近くにも増へた時に月額五千圓位の計算を盛つて見たからとて無茶苦茶な予算だと思ひません、私は素人で判りませんが、極く常識的な判斷で月に五千圓位の月賦金を拂つて行けるのじやないかと思ひます。避病院の計劃、設備をせすに共立病院ばかり建てて居るのじやないかといふ言葉ですが、避病院は本年三、四萬圓かけまして家を一軒買ひました。分院が出来て居ります。

結核療養所の擴張といふ事も考慮されて居ります。何と言ひましても只今共立病院に診て貰ひに來る患者が非常に混雜な狀態であります。病室が無い爲め入院させられない情態が毎日繰返されて居ります。此の狀態から一日も早く共立病院を改築したい、斯ういふ意味で提案致しました次第であります。今日決議して頂ければ結構ですが、御承知の通り私が申上げた支けで別に借金が逃げて行く譯ではない。撤回致します。但し東拓の方で金を借りる時

○議長（矢彦澤平司君）夫れでは發言希望者の方もありますが、先刻横山議員から緊急動議として本議案は今少し練つて追つて提出するといふ意味に於て、只今の第四十六次臨時民會の議案としては本議案は一應撤回保留すといふさういふ議案としますか、其の動議に對して可否を採りたいと思ひますが

撤回の動議に御賛成の方は御起立願ひたいと思ひます。

（起立者多數）

多數と認めます
夫れでは第四の議案は撤回します事に可決致しました
では續いて第五議案に移ります

日程第五、昭和十三年度居留團歳入出追加豫算案（第一部）
大分數字もありますし、朗讀は省略致しまして提案者から御説明下さい

○助役（前田鐵雄君）登壇 民團長は一寸病氣でございますので私代理として説明致します
日程第五、昭和十三年度居留團歳入出追加豫算案（第一部）、歳入の方で使用料三萬八千圓、水道料の收入増であります。第十二款給水工事費徵收金一萬八千圓收入増であります。其の爲めに追加をお願いした様な次第でございます

臨時部の方では歳出の方で特別課金の徵收料が増へました爲め臨時部の方で繰越金を充當しまして三千五百圓追加豫算が出て居ります。歳出の方のバランスをとる爲めに第六款水道費に三萬八千圓、第七款給水工事費一萬八千圓、第十二款課金徵收費三萬五千圓合計五萬九千五百圓に追加をお願いした次第であります。御質問ございましたら何卒（異議なし）

○議長（矢彦澤平司君）夫れでは御異議がなければ讀會を省略致しまして可決確定したいと思ひますが、如何でせう（異議なし）夫れでは御賛成と認めまして可決確定致します。次に第六の議案
○郷野書記 第六昭和十四年度居留民團歳入出追加豫算案（第一部）、昭和十四年といふのを十三年度に訂正願ひます

○議長（矢彦澤平司君）一寸申上げますが、第六の昭和十四年度を十三年度に御訂正下さい夫れでは
日程第六昭和十三年度居留民團歳入出追加豫算案（第一部）
に移ります

○助役（前田鐵雄君）登壇 是は説明申上げる迄もなく先程民團長より追加豫算としてお願いして可決となつたものであります。細かく申上げんでも宜しいと思ひますが如何でございますか（異議なし）

○議長（矢彦澤平司君）御異議がないといふ聲が出ましたが、讀會を省略して可決確定して如何です

（「異議なし」「賛成」一同）

では御異議がないようですから可決確定致します。では

日程第七、昭和十三年度居留民團歳入出追加更正豫算案（第二部）
議案の朗讀は省略させて頂きます

○郷野書記 日程第七昭和十三年度居留民團歳入出追加更正豫算案（第二部）

○助役（前田鐵雄君）登壇 本案は詳しく申上げますと時間を取りますが、歳入の方で第三款教育費國庫補助金が二萬九千五百圓増へました。更正増額を得られた爲め斯うなりました次第でございます

臨時部の方は前年度の繰越金十六萬一千四百九十圓、既定豫算十五萬四百九十圓に對し一萬一千圓の増額であります
歳出のバランスをとる爲めに繰越金から繰下げた九萬五千圓の繰越の補助金がございします。土地

賣却代、皆さんの御協賛を得ました土地代三萬五千圓計三十八萬四千四百九十圓になります次第であります

十四萬一千圓の増額になります、之を歳出の方に充當した譯であります

歳出は第五款第一小學校費二萬二千九百九十圓、第二小學校費一萬九千八百五十一圓で孰れも學級増加の爲めに此の様に増額した次第であります。念の爲め申し上げますが、學級増加は只今の處十學級第一小學校で増級して居ります、第二小學校で九學級増級して居ります。人件費及び物件費の増加であります。第九款圖書館費五千四百二十五圓の増額で、是は最近迄軍の爲め圖書館が占領されて居りまして開いて居りませんでしたのを俄に開いた爲め人を要し、又消耗品費を要し、物件費を要した譯であります。只今の圖書館は社會的に最も利用されて居りまして此の點も特に御協賛を願ひたいと思ひます、次第十款の公園費一千三百七十圓増、軍の立ち退き後に修理其の他に要した費用でございます、其の次第十四款雜支出三萬五千一百三十一圓増額であります、是は舊共益會の部分と事變費其の他が雜支出から出て居る事になつて居ります。只今なくならしましたが共益金の解散記念品代として此の三萬五千一百三十一圓の中に入つて居るのであります。第十五款運動會費、豫て運動會を催します際に軍人の方を參加して頂きまして夫れに賞品を差上げる、三百四圓増額願ひたいと思ひます。第十六款豫備費二萬九千八百四圓に對して八千五百三十三圓、是は前年度繰越の大體の充當であります。計九萬二千九百圓の増額を願ひした次第であります

(96)

次第であります

歳出の方は第九款特別會計貸付金、是が共立病院に貸付ける豫定になつたのを先に致しました。共立病院の増額は當分見込みありません。其の次の土地家屋買收費、是は既定額が一萬八千圓であります處八萬六千一百圓の増額になつて居ります、第一は第三小學校の敷地買收費四萬二千六百圓、鷺田農場買收費四萬三千五百圓、鷺田農場の方は能く判りませんが第三小學校の敷地を買收するのは建物の方は先に満載にお願ひして河北の方の土地を買收して頂きたいと思つて居ります土地の買收が決まらないで豫算の差し繰りで上げたので一坪幾らの爲め四萬二千圓上げるといふ譯であります。豫備行爲として上げたのであります。でありますから其の意味に於て御承認願ひたいと思ひます、是は本來ならば學校を建てる事を豫定して敷地買收にかゝるのですが、今そうして居る暇がありませんので計劃が前後致しました事になつたのであります。若し皆さんの御賛成を得られれば大變我々も幸福だと思ひます

○山田榮治君 此の今最後に御説明の土地買收の事で御伺ひ致しますが、此の豫算として取つて置いて改めて逐次買收、民會の鷺田農場買收に際しては民會の方に協賛を求められるのですか

○民團長（白井忠三君）學校の方の敷地は無論さうであります、鷺田農場の方は共益會からの引續ぎ事業として「鷺田農場買收ノ件」は議案として豫算に組んで居ります

（「理事會で決まつて居りましたか」）決まつて居ります

此の機會に一寸申上げて置きたいと思ひますが、中學校の經費が今度の豫算面に出て居らない、何だか中學校設立を決議したにも拘はらず民團當局は遣る氣なのかどうか判らないといふ御非難があるようですが、是は私は第一次の處置としては校長先生をお迎へする事であります、校長先生がお迎へ出来れば二月の末迄に三人なり四人先生をお迎へする。囑託は囑託で願ひする、昭和十三年度の若干の費用はもとより要する譯であります、共益會の教育關係は民團の第二部豫算の豫備費といふものがございまして其の中から支辨すれば間に合ひますからまだはつきり決まつて居りません、校長先生も年修幾らの方に來て頂くか決まらるので極くばあつとした豫算を計上するよりは豫備費の支出の途がありますから計上して居りませんので、其の點誤解の無い様にお願ひ致します

○山田榮治君 時刻も大變遅くなりましたから又私が一石を投じたならば更に時間を費やしますので、議員各位が御賛成なれば敢えて反對しません、議案全部を通じて議案の出し方が甚だ支離滅裂になつて居ります。此の問題の如きも事務當局が第三小學校の土地を示して、其の價額を示し、使用の目的を明らかにして上提されるのが本當でありますにも拘はらず兎角順序を轉倒し、先の問題の如きは宜しく御修正になつて、第三小學校敷地買收の事は參事會で充分お諮りになつた上で其の案を提出され、其の案と共に豫算の更正を計上される事が本當だらうと思ひます。皆さんが御議論なければ敢えて申上げませんが、事務當局は………

(97)

○龜澤省翔君 一寸簡單にお伺ひ致しますが、第三小學校買收費とありますが、一體此の小學校は何時頃開校になるのですか

第四小學校に於ても御計劃がありますか日に日に増へて行く此の小學兒童を適當に收容する場所がありはしませんか、御計劃になつて居りますか

○民團長（白井忠三君）第三小學校は來年の第二學期頃から開校出来る見込みであります。第四小學校は多分見合はせる事になるだらうと思ひます。其の代りに商業學校を他に轉出するといふ事になるのじやないかと存じます。是等は參事會にお諮り致します。前參事會では決定を見ませんでした

○議長（矢澤平司君）如何でせうか、色々お尋ねしたい方もございませうが討論打ち切つて

○龜澤省翔君 極く簡單にお尋ねしたいのです

小學校教育といふものは非常に大切でございまして、私の聞いて居ります第二小學校の如きも既に殆んど満員で、茲に第二小學校の如き九學級をお増しになるといふ事ですが、何處に一體教室をお増しになるのですか御伺ひしたいと思ひます。然しもう既に時間も切迫して居りまして余りに斯ういふ質問の爲めに時間をとる事は甚だ何でございしますが、差控へたいと思ひますが、小學校教育に付ては充分お考へ下さいまして一夜漬の様な案の無い様に善處せられん事を希望する次第であります。一寸教室の問題に付て簡單に御説明願ひます

(98)

○助役（前田鐵雄君）代つて私が申し上げます。小學校の方はぎり／＼にあちこちの特別教室を利用して居ります。商業學校に二教室借りて居ります、其の他警察署を使って居ります。現在では校長室に教員室を使って居ります。校長、教員は二階のホールの方のボックスで別個に造りまして居ります。

第一の方は特別教室を潰して使つて居りまして、只今雨天體操場を三つに割りまして三つの教室を造つて居ります。何れ建築でも出来ましたなら良くなると思ひます。

學級は只今の處一方は三十四學級、一方は三十三學級でありまして、只今の處五十名收容して居ります。内地の小學校は七十名收容出来ますが、そんな無理な事はしない積りでありまして其の内何とかなると思ひます。

○龜澤省翔君 只今七十名と仰言いましたが、大體理想といふのは四十名と聞いて居ります。無理をすれば七十名押込めるが、押込める様な教室には無理がありまして、教員の過重に教育が疎かになりはしないかと思ひます。時間が遅いから質問は之位にして萬邊算のない様に充分善處されん事を希望して已まない次第であります。

○河合一雄君 此の學校事業と申しますのは非常に現天津の發展に於きまして重大な問題なのでございまして、現在に於きましては小學校教育と中等學校教育とごつちやになつて居る、學校の中は何だか／＼して居る様な感じがしましたが要するに民間に人が無いからだらうと思ひます。

誰が責任を持つて居られるか、どうも責任者が無いような感じがしましたが民間の方では學務部に相當權威のある方が居られるのでせうか、一寸御説明を願ひます。

（「進行／＼」「異議なし」といふ者あり）

○議長（矢澤澤平司君）如何でせうか、此の邊で質問を打ち切つては

○勝田重直君 此の土地買収第三小學校敷地、是は既決したんですか、買収する事は既決したのですか、價格の點に付ては夫れを議案に出して貰はないと困ります。是は不動産の得喪ですから此の儘過つてしまふのは余りに無茶です。

○山田榮治君 私が議論する處は學校問題の臨時部の歳出の方で、まだ二讀會に入りませんね。

○議長（矢澤澤平司君）二讀會に入ります。

○山田榮治君 四萬二千六百圓を削つて臨時部の歳入繰越金でバランスをとつて通過して置いて、學校敷地買収の案を四萬二千六百圓の追加豫算にして修正の動議を出します。議論をしては驚きませんから。

○議長（矢澤澤平司君）夫れでは山田議員から修正の動議が出ましたから賛否をお諮りしたいと思ひますが修正動議をもう一遍御願ひます。

○山田榮治君 臨時部の繰越金の方で之を減して、臨時部の歳出の方で四萬二千六百圓を削つて夫れでバランスをとる。

○勝田重直君 直ちに議案を出して頂ければ夫れを審議して差支へないと思ひますが

○民團長（白井忠三君）場所は大體見當つてありますが、土地も金額も坪數もはつきり決まら無いのです。山田議員の仰言る様に撤回して臨時民會を度々お願ひすれば宜しいのです。（異議なし）

○山田榮治君 夫れじや之に臨時部の歳出の方で第十七款の土地買収費の四萬二千六百圓を削る、歳入の臨時部の繰越金で四萬二千六百圓を削る、移動を生じた數字は民團の方で御訂正を願ひます。

○會計主任（小瀬巖君）今の歳入の部で四萬二千六百圓減りますが、第七款の返却代が――臨時部であります。三萬五千圓、繰越金の四萬二千六百圓……。

○山田榮治君 其のバランスを合せて貰へば良いのです。

○助役（前田鐵雄君）一寸お伺ひ致しますが、土地を直ぐ満鐵にお願ひして金を臨時民會に……間に合ふでせうか。

○山田榮治君 權利の得喪を勝手に造る譯には行きません。

○議長（矢澤澤平司君）只今山田議員の修正動議に對して内容はお判りになりましたでせうか、夫れでは賛否を御起立に問ひたいと思ひます、御賛成の方は御起立願ひます。（起立者多數）

多數と認めます、山田君の動議は成立致しました、動議が決定致しましたから其の次の第八から十迄一括して上提したいと存じます。

日程第八、昭和十三年度特別會計電氣歳入追加豫算案

日程第九、昭和十三年度特別會計復興資金歳入追加豫算案

日程第十、昭和十三年度特別會計共立醫院歳入出更正豫算案

○助役（前田鐵雄君）登壇

では昭和十三年度電氣歳入追加豫算表を御覽下さい。

第四款の雜收入に對して七千圓の増加になつて居ります。過年度の收入が増へた爲めです。電氣料徴收増加の爲めに追加豫算になります。同じく歳出の第二款設備費に於て七千圓の増額をお願ひしたいと思ひます。是は電線路設備費です。

○花村技手 四百平方メートルの低壓三心ケーブル百メートル購入、力率外線用蓄電器百台、工事用材料が高價になつた結果であります。

○助役（前田鐵雄君）では次に參ります。

昭和十三年度特別會計復興資金歳入追加豫算表、是は昨日お願ひ申したのと同じでございます。只今既定豫算復興資金二十九萬あります處に夫れに對する回收元金が十二萬圓であります。處がもう既に十三萬九千圓回收してありまして、又貸付くべき處もございまして九萬圓の増額をお願ひした次第であります。

歳出の方も同じく九萬圓の増額をお願ひしたのであります。

續いて特別會計共立醫院歳入出更正豫算表、是は借入金の方で一般會計借入金八千五百圓の減

(103)

で、先程出て参りました借入れる必要ない爲めに斯くの如くなりまして、歳出の方で二萬八千五百圓の條給手當の増額をお願いしました、共立病院のお醫者さんが退職致されました爲めに此の金が必要になつて茲にお願ひ致しました
臨時部の方で三萬七千圓の減になります。本年度増築の見込みがないと……..
○菊地新一君 簡單に申しますが、舊共立醫院の施設の爲め出して貰つたのですか、そうすると此の金は共益會から出た金ですか、民團からですか
○民團長(白井忠三君) 共益會の引續ぎです。社団法人の決まつた金です。共益會から拂つたのは後です
○菊地新一君 社団法人が解消して共益會に移管する時に拂つたものですか
共益會に解消されました其の時でありますか
○民團長(白井忠三君) ございません、退職手當であります
○議長(矢彦澤平司君) 其の外に質問ありませんか
質問がありませんければ如何でせうか、議會省略可決確定致したいと存じます
(異議なし) (拍手)
夫では
日程第八、昭和十三年度特別會計電氣炭入出追加豫算案

(104)

日程第九、昭和十三年度特別會計復興資金炭入出追加豫算案
日程第十、昭和十三年度特別會計共立醫院炭入出更正豫算案
三案とも可決決定致しました、議案は是で終了しました、此の次選舉がありますが其の前五分間休憩致します
午前十二時五十分休憩
午前一時 再會
○議長(矢彦澤平司君) 大變お待たせ致しました、夫れでは是から参事會員の選舉に移ります、今日の参事會員と會計検査員の選舉の立會人として監督官の方から足立茂君、石黒茂君御兩人の御指名がありました
只今から参事會員の選舉に移ります。参事會員の選舉は無記名、單記投票で、只今投票用紙、名刺を差上げますから右の方から投票願ひます。――(此の間投票)――是から開票致します。投票人数が三十八名で、名刺が三十八枚丁度合致して居りますから開票致します。――(此の間採點)――夫れでは採點の結果を御報告申し上げます
六票 菊地新一君
五票 上田茂君
小澤昇君

(105)

此の七名の方が當選致しました。(拍手) 夫れから五票の方が池原君から小澤君迄五名居られますが席順位を決める爲めに抽籤を致します。私の方で御便宜計つて宜しいでせうか。(異議なし)
○後藤祿郎君
○鹽谷信治君
○佐々木山太郎君
○以上當選
二票 大内專君
一票 金一煥君
合計三十八票
只今抽籤を便宜遣らせて頂きました。其の結果五名の中で上田茂君一番、小澤昇君二番、池原義見君三番、後藤祿郎君四番、鹽谷信治君五番、抽籤の結果斯ういふ順位になりましたから御承知願ひます
夫れから此の次に會計検査委員の選舉に移りたいと思ひます。三名の連記投票で同じく無記名であります。例に據つて今投票用紙を配りますから投票を願ひます。――(此の間投票)――投票

(106)

人数が三十八名、名刺の数が三十八枚合致して居りますから是から開票致します。――(此の間採點)――夫では只今の會計検査委員の採點の結果を御報告申し上げます
三十五票 武田義之君
二十四票 金山作次郎君
二十三票 古田治四郎君
十票 佐藤政作君
九票 山尾市二郎君
一票 里見幸太郎君
一票 永瀬三吾君
白票二枚、三票無効、武田義之君、金山作次郎君、古田治四郎君此の三方が當選されました是で選舉を終りましたが此の機會に此の席から失禮と思ひますが監督官の方に一言今日の御挨拶を申し上げます
今回民會議員が改選致しまして、昨日から臨時民會開催に方りましては監督官の方々には御多忙、年末又嚴寒の折御臨席下さいまして誠に御懇篤なる御訓示又極めて適切なる御注意を頂き我々一同喜つて其の御趣旨に副はなれないと思ひました。昨年事變以來目覚ましい飛躍

的發展の途上にある御當地天津に於きましては色々の學校とか、衛生とか、住宅とか民間行政の上にも色々の事業が殺到した様であります。斯ういふ場合に我々の様な微力な無熟な者が能く議員としての任務を全うし得るかといふ事は誠に忸怩たるものがありますが、本官の御同情と御懇篤なる御監督の下に任務を全うしたいと思ひます。今後とも宜しく御指導、御鞭撻下さらん事を衷心お願ひ致して置きます。(拍手) 夫れでは此の第四十六次臨時民會を閉會致します大變御苦勞様でございます。(拍手)

以上
午前一時三十分閉會

昭和十三年第四十六次居留民會臨時會議事速記録附録

昭和十三年第四十六次居留民會臨時會議に於て議決したる諸事項左の如し

(一) 周姓土地ニ關スル件

海光寺南六里台所在土地三十三畝八六ヲ清水一太郎氏に拂下ケルモノトス
拂下ケ價格ハ不動産評價委員會ノ査定ニ基キ決定ス

(二) 街路幅員擴張計劃ニ關シ館令發布申請ノ件

昭和十三年十二月九日 街路幅員擴張計劃審査委員會ニ於テ左記十二街ヲ擴張スベク決議サレタルヲ以テ館令發布申請ヲセントス

左記

街路名	擴張區間	全幅員(米)	擴張幅員(米)	摘 要
山口街	自福島街 至大和街	一一、〇	一一、〇	西側ヲ擴張ス 現在ハ碼頭敷地内ヲ通行ス

開口街	自大和街 至福島街	六、四	不定	擴張幅員不定
壽 街	至大和街 至秋山街	一三、〇	三、八	東側ヲ擴張ス
旭 街	至日支山街 至日支山街	二二、〇	四、〇	東側ヲ擴張ス
榮 街	至日支山街 至日支山街	一三、〇	二二、〇〇	東側ヲ擴張ス
春日街	至日支山街 至日支山街	一三、〇	一八、二二	兩側一、八二米宛ヲ擴張ス
須磨街	至日支山街 至日支山街	一三、〇	一八、二二	兩側一、八二米宛ヲ擴張ス
蓬萊街	至日支山街 至日支山街	九、〇	北側ヲ擴張ス	
松島街	至日支山街 至日支山街	一三、〇	兩側一、八二米宛ヲ擴張ス	
浪速街	至日支山街 至日支山街	九、〇	兩側一、八二米宛ヲ擴張ス	
宮島街	至日支山街 至日支山街	一三、〇	北側ヲ四、〇米宛擴張ス	
吾妻街	至日支山街 至日支山街	八、〇	兩側一、八二米宛擴張ス 以上	

理由 人口増加ニ伴ヒ交通量頻繁トナリタル爲メ從來ノ幅員ニテハ狹隘ナルヲ以テ山口街外十二街
路ノ擴張ヲ計ルモノトス

(三) 土地建物買収及交換ノ件

第一、官有地旭街一九番地全二十一番地曙街二十二番地ノ三筆ノ土地ト次項ニ示ス民間所有土地ト
ノ交換ヲ願出テ該官有地ニ附帶セル諸關係ノ繼承處理ヲナスコト
第二、前項交換用ノ土地トシテ花園街二〇番地全二番地全二番地合計筆數一、一九五坪八七五
及ヒ全土地上一ニ現存スル巡捕宿舍煉瓦造三階建電棟此建坪九〇坪三四三(内四階三坪三六〇)ヲ
所有者倪幼丹ヨリ買収スルコト
前項土地建物ノ買収價格ハ不動産評價委員會ノ査定ヲ經テ參事會ニ於テ決定スルコト
第三、前第一、第二ニ示ス土地ノ評價ハ民間公定地價又ハ附近土地ノ民間公定地價ヲ標準トシテ
協定シ交換土地價格ノ不足額ニ該當セシムル爲メ管外地ニ於テ民間力所有スル土地中ヨリ在天津
總領事官ノ希望スル土地ヲ交換ノ爲メ提供スルコト、但此土地ノ評價ハ買収地價ニ道路トシテ使
用サルノ部分ノ地價ヲ加算シタルモノトス
第四、前各號ノ實施ニ要スル手續及契約ノ一切ヲ居留民團長ニ一任スルコト
右決議ス

(111)		(112)																																									
<table><tr><td colspan="2">(四) 昭和十三年度居留民團歲入出追加豫算</td></tr><tr><td>歲入</td><td>一、銀五萬六千弗也</td></tr><tr><td></td><td>一、銀參千五百弗也</td></tr><tr><td></td><td>計銀五萬九千五百弗也</td></tr><tr><td>歲出</td><td>一、銀五萬九千五百弗也</td></tr><tr><td></td><td>計銀五萬九千五百弗也</td></tr><tr><td colspan="2">(五) 昭和十四年度居留民團歲入出追加豫算(追加)</td></tr><tr><td>歲入</td><td>一、銀拾參萬五千弗也</td></tr><tr><td></td><td>計銀拾參萬五千弗也</td></tr><tr><td>歲出</td><td>一、銀拾參萬五千弗也</td></tr><tr><td></td><td>計銀拾參萬五千弗也</td></tr></table>		(四) 昭和十三年度居留民團歲入出追加豫算		歲入	一、銀五萬六千弗也		一、銀參千五百弗也		計銀五萬九千五百弗也	歲出	一、銀五萬九千五百弗也		計銀五萬九千五百弗也	(五) 昭和十四年度居留民團歲入出追加豫算(追加)		歲入	一、銀拾參萬五千弗也		計銀拾參萬五千弗也	歲出	一、銀拾參萬五千弗也		計銀拾參萬五千弗也	<table><tr><td colspan="2">(六) 昭和十三年度居留民團歲入出追加及更正豫算</td></tr><tr><td>歲入</td><td>一、銀九拾七萬貳千五百貳拾弗也</td></tr><tr><td></td><td>一、銀參拾八萬四千四百九拾弗也</td></tr><tr><td></td><td>計銀壹百參拾五萬七千拾弗也</td></tr><tr><td>歲出</td><td>一、銀七拾四萬參千壹百九拾七弗也</td></tr><tr><td></td><td>一、銀六拾壹萬參千八百拾參弗也</td></tr><tr><td></td><td>計銀壹百參拾五萬七千拾弗也</td></tr><tr><td colspan="2">(七) 昭和十三年度特別會計電氣歲入出追加豫算</td></tr><tr><td>歲入</td><td></td></tr></table>		(六) 昭和十三年度居留民團歲入出追加及更正豫算		歲入	一、銀九拾七萬貳千五百貳拾弗也		一、銀參拾八萬四千四百九拾弗也		計銀壹百參拾五萬七千拾弗也	歲出	一、銀七拾四萬參千壹百九拾七弗也		一、銀六拾壹萬參千八百拾參弗也		計銀壹百參拾五萬七千拾弗也	(七) 昭和十三年度特別會計電氣歲入出追加豫算		歲入	
(四) 昭和十三年度居留民團歲入出追加豫算																																											
歲入	一、銀五萬六千弗也																																										
	一、銀參千五百弗也																																										
	計銀五萬九千五百弗也																																										
歲出	一、銀五萬九千五百弗也																																										
	計銀五萬九千五百弗也																																										
(五) 昭和十四年度居留民團歲入出追加豫算(追加)																																											
歲入	一、銀拾參萬五千弗也																																										
	計銀拾參萬五千弗也																																										
歲出	一、銀拾參萬五千弗也																																										
	計銀拾參萬五千弗也																																										
(六) 昭和十三年度居留民團歲入出追加及更正豫算																																											
歲入	一、銀九拾七萬貳千五百貳拾弗也																																										
	一、銀參拾八萬四千四百九拾弗也																																										
	計銀壹百參拾五萬七千拾弗也																																										
歲出	一、銀七拾四萬參千壹百九拾七弗也																																										
	一、銀六拾壹萬參千八百拾參弗也																																										
	計銀壹百參拾五萬七千拾弗也																																										
(七) 昭和十三年度特別會計電氣歲入出追加豫算																																											
歲入																																											

(113)		(114)																									
<table><tr><td colspan="2">(八) 昭和十三年度特別會計復興資金歲入出追加豫算</td></tr><tr><td>歲入</td><td>一、銀九萬八百弗也</td></tr><tr><td></td><td>計銀九萬八百弗也</td></tr><tr><td>歲出</td><td>一、銀九萬八百弗也</td></tr><tr><td></td><td>計銀九萬八百弗也</td></tr></table>		(八) 昭和十三年度特別會計復興資金歲入出追加豫算		歲入	一、銀九萬八百弗也		計銀九萬八百弗也	歲出	一、銀九萬八百弗也		計銀九萬八百弗也	<table><tr><td colspan="2">(九) 昭和十三年度特別會計共立醫院歲入出更正豫算</td></tr><tr><td>歲入</td><td>一、銀貳拾九萬壹千七百貳拾弗也</td></tr><tr><td></td><td>一、銀四萬五千五百弗也</td></tr><tr><td></td><td>計銀參拾參萬七千貳百貳拾弗也</td></tr><tr><td>歲出</td><td>一、銀貳拾九萬壹千七百貳拾弗也</td></tr><tr><td></td><td>一、銀四萬五千五百弗也</td></tr><tr><td></td><td>計銀參拾參萬七千貳百貳拾弗也</td></tr></table>		(九) 昭和十三年度特別會計共立醫院歲入出更正豫算		歲入	一、銀貳拾九萬壹千七百貳拾弗也		一、銀四萬五千五百弗也		計銀參拾參萬七千貳百貳拾弗也	歲出	一、銀貳拾九萬壹千七百貳拾弗也		一、銀四萬五千五百弗也		計銀參拾參萬七千貳百貳拾弗也
(八) 昭和十三年度特別會計復興資金歲入出追加豫算																											
歲入	一、銀九萬八百弗也																										
	計銀九萬八百弗也																										
歲出	一、銀九萬八百弗也																										
	計銀九萬八百弗也																										
(九) 昭和十三年度特別會計共立醫院歲入出更正豫算																											
歲入	一、銀貳拾九萬壹千七百貳拾弗也																										
	一、銀四萬五千五百弗也																										
	計銀參拾參萬七千貳百貳拾弗也																										
歲出	一、銀貳拾九萬壹千七百貳拾弗也																										
	一、銀四萬五千五百弗也																										
	計銀參拾參萬七千貳百貳拾弗也																										

昭和十三年第四十六次居留民會臨時會要錄

- 一、議 員 定員四十名
- 二、會 期 自昭和十三年十二月十五日 二日間
- 三、會 場 至全會堂 天津日本高等女學校講堂
- 四、成 績 省略す
- 五、議長及會議係

議 長 矢 彦 澤 平 司
副 議 長 龜 澤 省 朔
民 團 長 白 井 忠 三
書 記 郷 野 圭 治
速 記 山 下 圭 子
菊 池 萬 龜 子

(116)

(115)

